

森林等炭素蓄積変化量 算定・報告マニュアル

1. 森林等炭素蓄積変化量について.....	2
1.1. 森林等炭素蓄積変化量の概要.....	2
1.2. 森林経営活動.....	2
1.3. 木材製品利用.....	2
1.4. 算定式.....	3
1.5. 算定対象となる温室効果ガス.....	3
2. 森林等炭素蓄積変化量の算定方法.....	3
2.1. 森林経営活動による森林等炭素蓄積変化量.....	4
2.1.1. 報告対象者.....	4
2.1.2. 算定範囲.....	4
2.1.3. 算定対象.....	6
2.1.4. 算定式.....	8
2.1.5. 係数表.....	16
2.1.6. 算定シートを用いた算定方法.....	18
2.1.7. 算定の例.....	26
2.2. 木材製品利用による森林等炭素蓄積変化量.....	28
2.2.1. 報告対象者.....	28
2.2.2. 算定対象範囲.....	28
2.2.3. 算定式.....	40
2.2.4. 係数表.....	46
2.2.5. 算定シートを用いた算定方法.....	50
2.2.6. 算定の例.....	66
3. 森林等炭素蓄積変化量の報告方法.....	68
3.1.1. 報告様式.....	68
3.1.2. 記入の例.....	77
4. 調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの吸収量等に関する情報.....	80

木材製品は、製造時に排出する二酸化炭素排出量が比較的少ないため、建築物に木材を利用することで建築物のライフサイクルにおける排出量の削減が期待できます。また、地域産材の利用による地域への貢献や、心身面等の効果による快適な空間の実現など、持続可能な社会の実現に貢献する多様な効果が期待できます。

さらに、本制度では、他者の温室効果ガス吸収等に貢献する取組として、木材製品の販売の取組等について、「温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報」として報告することができます。

1.4. 算定式

調整後排出量は、森林等炭素蓄積変化量を用いて次の算定式で算定することができます。

$$\begin{aligned} \text{調整後排出量}^{\ast 1} &= \text{エネルギー起源 CO}_2 \\ &+ \text{非エネルギー起源 CO}_2 \\ &+ \text{その他ガス} \\ &- \text{国内・海外認証排出削減量、} \\ &\quad \text{非化石電源二酸化炭素削減相当量の無効化量} \\ &+ \text{国内認証排出削減量の移転量} \\ &\pm \text{森林等炭素蓄積変化量}^{\ast 2} \end{aligned}$$

※1 調整後排出量は0未満にはなりません。

※2 森林等炭素蓄積変化量が正の数（増加量）の場合は、当該量を調整後排出量から控除します。負の数（減少量）の場合は、その絶対値を調整後排出量に加算します。

森林等炭素蓄積変化量の合計は次の式で算定することができます。それぞれの森林等炭素蓄積変化量の算定式は2章にて後述します。

$$\text{森林等炭素蓄積変化量（合計）} = \text{森林等炭素蓄積変化量（森林）} + \text{森林等炭素蓄積変化量（木材）}$$

1.5. 算定対象となる温室効果ガス

算定対象となる温室効果ガスはCO₂のみ[※]とします。これは、国家インベントリ上、森林の吸収量・排出量の算定においてCO₂以外の温室効果ガスの影響はほぼ無視できるほど小さいためです。

※ 第Ⅱ編 温室効果ガス排出量の算定方法「3.4.13 林地における肥料の使用」によるN₂O排出量は従来どおり算定・報告してください。

2. 森林等炭素蓄積変化量の算定方法

2.1. 森林経営活動による森林等炭素蓄積変化量

2.1.1. 報告対象者

森林（森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 2 条第 3 項に規定する民有林をいう。以下同じ。）を所有する特定事業所排出者は、自らの森林経営活動による、当該森林の算定対象年度*における森林等炭素蓄積変化量を、調整後排出量の算定・報告に用いることができます。森林経営活動による森林等炭素蓄積変化量を調整後排出量の算定・報告に含めるかどうかは報告者が任意で決めることができますが、一度報告した特定事業所排出者は、報告初年度以降は毎年度の報告が必要となります。

※例えば、2027 年度に行う報告における算定対象年度は、2026 年度（2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日）となります。

また、特定事業所排出者が所有する森林を、中長期の受委託契約等に基づき他の特定事業所排出者が管理（森林経営活動）している場合*であって、次の(1)～(4)の条件を満たすときは、当該森林を管理する特定事業所排出者が報告主体となることができます。

- (1) 当該森林の管理者が算定・報告に必要な情報（森林資源情報）を全て入手可能であること。
- (2) 当該森林を管理する特定事業所排出者が報告主体になることに、当該森林を所有する特定事業所排出者が同意していること。
- (3) 当該森林を所有する特定事業所排出者は算定・報告を行わないこと。
- (4) 当該森林の管理者が受委託契約等の終了により管理者でなくなった場合は、過年度に当該管理者が報告した炭素蓄積の総量を、当該者は減少した炭素蓄積の量として報告すること。

※特定事業所排出者が所有する森林について、他の特定事業所排出者が中長期（目安：5 年以上）の森林経営の受委託契約に基づいて森林経営活動を行っている場合や、特定事業所排出者である親会社が所有する森林について特定事業所排出者である子会社が中長期的に森林経営活動を行っている場合。

2.1.2. 算定範囲

原則として所有する森林の全部を算定範囲とします。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかを満たしている場合は、所有する森林のうち、一部を選定して算定範囲とすることもできます。「2.1.1 報告対象者」で示した森林の管理者も同様に、(1)又は(2)のいずれかを満たしている場合は、管理する森林の一部を選定して算定範囲とすることができます。これは、実態に即して算定範囲を限定することで算定の負荷低減を図るものであり、森林等炭素蓄積変化量を意図的に増大させるために恣意的に算定範囲を選定することは認められません。

- (1) 市町村単位で、当該市町村の区域内の森林を全て選定していること

(2) 除外した森林で主伐は予定されておらず、主伐が予定されている森林は全て選定していること※

※ 除外した森林で主伐が実施された場合、当該森林の蓄積（幹材積をいう。以下同じ。）が主伐時点の蓄積まで回復してからでなければ算定範囲に含めることができません。

新たに森林を取得した場合は、算定範囲に追加することができます。

J-クレジット制度その他クレジット制度においてプロジェクト登録されている森林は、当該プロジェクトの認証対象期間中は、算定範囲から除外する必要があります（環境価値の二重主張の禁止）。

自然災害や病虫獣害等による被害を受けて炭素蓄積の量が減少した森林は、算定範囲から除外することができます。ただし、除外した場合は、その理由を報告する必要があります。なお、被害跡地の復旧再生に取り組む場合は、植生回復途上の森林を算定範囲に含めて、増加した炭素蓄積の量を算定することができます。

これらの条件は、「2.1.1 報告対象者」で示した管理する森林も同様です。

表 1 被害森林の除外可能・除外不可な理由の例

被害の原因	自然発生又は他者の責任（故意又は過失）による場合	自らの責任（故意又は過失）による場合
当該森林の扱い	算定範囲から除外可能	算定範囲から除外不可
理由の例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 盗伐 ・ 自然発生や、他者のたばこの不始末による山火事 ・ 自然発生した風害、水害、凍害、潮害、噴火、地震といった災害 ・ 自然発生した病虫獣害 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自らの誤伐 ・ たばこの不始末等の自らの故意・過失による山火事

過年度に増加した炭素蓄積の量を報告した森林を、他者に譲渡した場合は、当該森林に係る過年度に自らが報告した炭素蓄積の総量を、自らの減少した炭素蓄積の量として報告する必要があります。

反対に、過年度に他の特定事業所排出者が増加した炭素蓄積の量の算定・報告を行った森林を譲渡された場合、他の特定事業所排出者が過年度に報告した炭素蓄積の総量を、譲渡された特定事業所排出者が増加した炭素蓄積の量として報告することができます。

以上により、算定は次のとおりとなります。

<まとめ>

森林等炭素蓄積変化量（森林）

= { ± 算定対象年度において算定範囲の森林について変化した炭素蓄積の量

算定範囲（①－②－③－④＋⑤）：

- 所有森林のうち、全ての森林又は算定するに当たって選定した森林…①
- －①のうち、クレジット制度においてプロジェクト登録している森林…②
- －①のうち、被害を受けたとして算定から除外すると判断した森林…③
- －①のうち、他の特定事業所排出者が代わりに管理しており、かつ、当該他の特定排出者が算定する森林…④
- ＋所有者（特定事業所排出者に限る。）に代わり管理している森林のうち、自ら算定する森林…⑤

－過年度に報告した森林を算定対象年度に譲渡した場合の過年度に報告した炭素蓄積の量

＋過年度に他の特定事業所排出者が報告した森林を算定対象年度に譲渡された場合の過年度に報告された炭素蓄積の量}

× 44/12

2.1.3. 算定対象

算定範囲の森林について、算定対象年度において変化した炭素蓄積の量を算定します。ただし、増加した炭素蓄積の量を算定できるのは、

- ・ 森林経営計画^{*1}（森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 11 条第 5 項の認定に係る森林経営計画をいう。）
- ・ 増進活動実施計画^{*2,4}（地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和 6 年法律第 18 号）第 10 条第 3 項に規定する認定増進活動実施計画をいう。）
- ・ 連携増進活動実施計画^{*3,4}（地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律第 12 条第 3 項に規定する認定連携増進活動計画をいう。）

の対象とする森林のみです。報告時には計画書（複数ある場合はその全て）を添付する必要があります。

伐採等により減少した炭素蓄積の量については、これらの計画の対象としない森林も含めて算定範囲の森林全体について算定する必要があります。

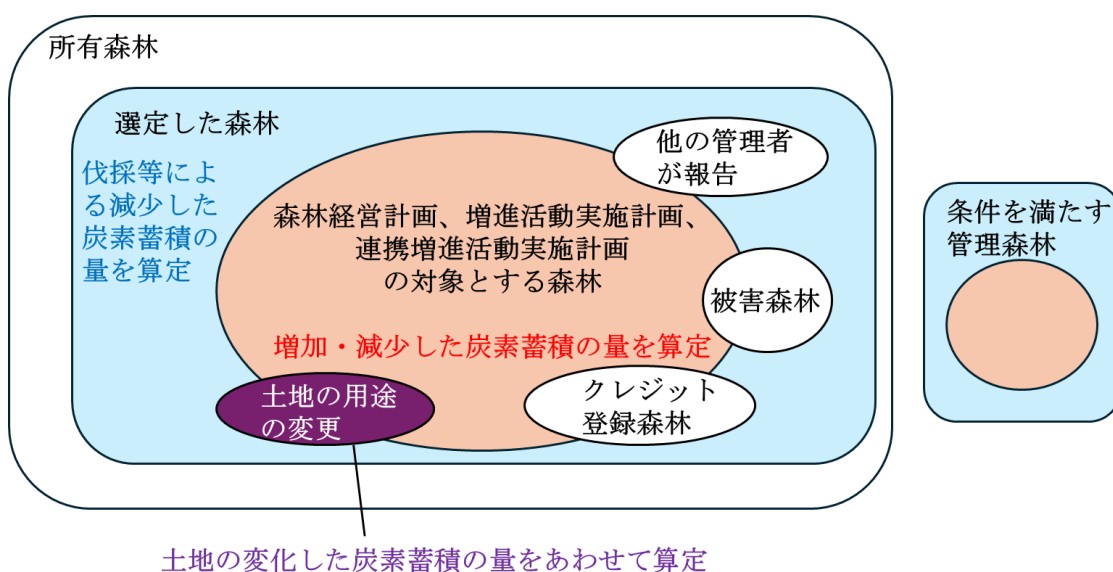
また、算定範囲において、森林以外の土地の森林への用途の変更（非森林から森林への転用）又は森林の森林以外の土地への用途の変更（森林から非森林への転用）を行った場合は、当該地について土地の変化した炭素蓄積の量を当該変更の年度から 20 年間算定する必要があります。

- ※1 森林経営計画とは、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する、5年を1期とする計画です。
- ※2 増進活動実施計画とは、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する活動について企業等が作成する計画で、主務大臣が認定するものです。
- ※3 連携増進活動実施計画は、市町村と地域における多様な主体が連携して行う里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する活動について、市町村が作成する計画で、主務大臣が認定するものです。
- ※4 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）第4条第1項の規定により作成されている同項に規定する地域連携保全活動計画に基づく森林は、計画の対象とする森林とみなされます。

以上により、算定範囲における各算定対象は、下図の着色部分となります。

このほか、過年度に増加した炭素蓄積の量を報告した森林を他者に譲渡した場合や、過年度に他の特定事業所排出者が増加した炭素蓄積の量を報告した森林を譲渡された場合に報告を行います。

また、報告初年度以降は毎年度の報告が必要となるため、算定シートや算定根拠は事業者において保存することを推奨します。



土地の変化した炭素蓄積の量をあわせて算定

図 2 算定範囲における算定対象

※着色部分を算定します。

※このほか、過年度に増加した炭素蓄積の量を報告した森林を他者に譲渡した場合や、過年度に他の特定事業所排出者が増加した炭素蓄積の量を報告した森林を譲渡された場合に報告を行います。

2.1.4. 算定式

森林等炭素蓄積変化量（森林、t-CO₂）

$$\begin{aligned} &= \{ (\text{変化した炭素蓄積の量（森林、t-C）} + \text{変化した炭素蓄積の量（土地}^{\ast 1}\text{、t-C）}) \\ &\quad - (\text{過年度に報告した森林を他者に譲渡した場合の、過年度に報告した当該森林の炭素蓄積の量}) \\ &\quad + (\text{過年度に他の特定事業所排出者が報告した森林を譲渡された場合の、他の特定排出者が過年度に報告した当該森林の炭素蓄積の量}) \} \\ &\quad \times 44/12^{\ast 2} \end{aligned}$$

※1 森林以外の土地の森林への用途の変更又は森林の森林以外の土地への用途の変更を行った場合に算定

※2 炭素蓄積の量（t-C）を、これに相当する二酸化炭素の量（t-CO₂）に換算

(1) 変化した炭素蓄積の量（森林）

樹種及び林齢の区分（20年生以下/21年生以上）ごとの森林の蓄積の、算定対象年度におけるそれぞれの変化量に、公表する樹種及び林齢の区分ごとの係数（表3 係数表 1-1）を乗じて得られる量（地上部バイオマス及び地下部バイオマス（両方を合わせて以下「生体バイオマス」という。）の変化した炭素蓄積の量）を、合算して得られる量とします。

変化した炭素蓄積の量（森林、t-C） $= \Sigma \left(\text{算定対象年度における変化した森林の蓄積の量}^{\ast 1,2,3} \text{ (m}^3\text{)} \right.$ $\left. \begin{array}{l} \times \text{バイオマス拡大係数}^{\ast 4} \text{ (-)} \\ \times (1 + R)^{\ast 5} \text{ (-)} \\ \times \text{容積密度}^{\ast 6} \text{ (t-d.m./m}^3\text{)} \\ \times \text{炭素含有率}^{\ast 7} \text{ (t-C/t-d.m.)} \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{公表する樹種及び林齢の区分ごとの係数} \\ \text{(表 3 係数表 1-1)} \end{array}$	
※1	樹種及び林齢の区分（20年生以下/21年生以上）ごとに算定
※2	算定対象年度における変化した森林の蓄積の量は、森林の蓄積（期末）－森林の蓄積（期首）により算定。森林の蓄積（期首）は前年度期末時点の蓄積、森林の蓄積（期末）は当年度時点の蓄積とする。
※3	増加した森林の蓄積の量を算定できるのは、森林経営計画、増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画の対象とする森林のみ
※4	幹バイオマス量に対する地上部バイオマス（幹・枝・葉）量の比率
※5	R：地上部バイオマス量に対する、地下部バイオマス量の比率
※6	気乾材積に占める全乾重量の比率
※7	全乾重量に占める炭素の比率

<補足1：森林の樹種、林齢、面積及び蓄積の情報取得方法>

森林の樹種、林齢及び蓄積は、原則森林簿データから取得します。森林簿とは、森林法第5条に規定する地域森林計画をたてるために、都道府県知事が作成する当該地域森林計画の対象とする森林の現況に関する資料です。林小班単位で、森林の樹種、林齢及び蓄積の情報が掲載されています。森林簿の情報は、森林所有者等が都道府県林務担当部局への申請等により入手することができます。

算定範囲の森林について、森林簿から樹種、林齢、面積及び蓄積の情報を小班単位で拾い上げ、樹種及び林齢の区分（20年生以下/21年生以上）ごとに蓄積の値を整理します。樹種及び林齢の区分ごとに期末の蓄積から期首の蓄積を差し引いて、変化した森林の蓄積の量を算定します。

表2 森林簿（エクセルデータ）の例

計画区	市町村	林班	小班	...	樹種	小班面積	...	林齢	平均樹高	蓄積	成長量	...
〇〇	〇〇市	1	1	...	スギ	0.50	...	50	25.0	200	5	...

※項目名は都道府県によって異なる場合があります。

森林簿が毎年度更新されている場合は上記の方法により算定を行います。一方で、データ更新が5年に1回の地域では、毎年度森林簿の蓄積情報を参照する方法では森林の蓄積を求めることができません。このため、変化した森林の蓄積の量を、暫定的に直近で更新された森林簿上の「成長量」の値に代えて算定し、森林簿データ更新年度に、これまでの変化した森林の蓄積の量と整合するように（5年に1回の更新の場合は森林簿上の5年分の変化した森林の蓄積の量と整合するように）、当該年度において報告する炭素蓄積の量を補正する方法で算定します。

【森林簿上の成長量を活用する場合の手順】

- ① 森林簿の次回更新が行われる前年度までは、直近（前回）の更新年度における森林簿上の森林の蓄積をベースに、森林簿上の小班ごとの成長量を毎年度加算して得られる量を、期末の蓄積とします。（※森林簿上の小班ごとの年成長量は、ha 当たりの表記となっていることもあり、その場合は、ha 当たり成長量×小班面積により、小班における成長量を算定します。）
- ② 森林簿の次回更新が行われた年度においては、その年度における森林簿上の森林の蓄積を期末の蓄積とすることにより補正します。

(例) ある小班において、2025年度現在の森林簿上の ha 当たり成長量が $5\text{m}^3/\text{年}$ 、森林簿の更新年度である 2025 年度、2030 年度の森林簿上の蓄積がそれぞれ 200 m^3 、 210 m^3 の場合における、2026 年度から 2030 年度に本制度で報告する変化した森林の蓄積の量は下図のとおりです。手順①に従い、本小班における 2026 年度～2029 年度までの暫定的な年成長量は $5\text{m}^3/\text{年}$ となります。そして、手順②に従い、更新された森林簿上の蓄積を 2030 年度に反映します。

算定対象年度	2025		2026		2027		2028		2029		2030	
	期首	期末	期首	期末	期首	期末	期首	期末	期首	期末	期首	期末
森林簿更新年度	更新											
森林簿上の森林の蓄積	200		200		200		200		200		210	
本制度で使用する森林の蓄積	200	200	205	205	210	210	215	215	220	220	220	210
本制度で使用する変化した森林の蓄積の量			+5	+5	+5	+5	+5	+5				-10

2025年の成長量を暫定的に2029年まで使用可能
①：小班における成長量 $5\text{ m}^3/\text{年}$
②：更新された森林簿上の蓄積

図 3 林簿上の成長量を活用する場合の計算例

<補足 2：伐採等による森林の蓄積の減少量の算定方法>

伐採等による森林の蓄積の減少量は、次の①②のいずれかの方法により算定します。

- ① 伐採等による森林の蓄積の減少が森林簿に反映された年度に、当該森林簿情報により

減少量を算定

- ② 伐採等が行われた年度の算定において、皆伐の場合は当該森林の期末の蓄積を 0 として減少量を算定、皆伐以外の場合は当該森林の期首の蓄積に伐採率を乗じた材積又は<補足 3>の方法による実測に基づく主伐材積（幹材積ベース）を減少量として算定

<補足 3：分収林の場合の森林の蓄積>

森林の一部を持分として保有している場合の森林の蓄積は、当該森林の蓄積に持分割合を乗じた値とします。例えば、特定事業所排出者である A が、B と持分割合 7：3 で分収している場合、A が報告できる森林の蓄積は当該分収林の蓄積に 0.7 を乗じた値となります。

<補足 4：実測による森林の蓄積の変化量の算定>

期首及び期末の森林の蓄積は、森林簿情報に代えて以下の方法（J-クレジット制度モニタリング・算定規程（森林管理プロジェクト用）2.5.1.4「実測により幹材積成長量を測定する方法」）に準拠した実測結果を用いることが可能です。この場合、期首及び期末で同じ方法で実測しなければならず、期首及び期末の蓄積の差分により、森林の蓄積の変化量を算定します。

（出典）

国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）モニタリング・算定規程（森林管理プロジェクト用）Ver.3.11（J-クレジット制度、令和 7 年）

https://japancredit.go.jp/about/rule/data/05_monitoring_shinrin_v3.11.pdf

【実測による森林の蓄積の算定手順】

- ① 対象となる林分において毎木調査を実施し、毎木で胸高直径及び樹高を測定します。
- ② ①で測定した胸高直径及び樹高データをもとに、国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所が提供する幹材積計算プログラムを用いて幹材積（森林の蓄積）を算定します。

（出典）

幹材積計算プログラム（国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所）

<https://www.ffpri.go.jp/database/stemvolume/index.html>

【胸高直径の測定方法】

直径巻尺（直径テープ）又は輪尺を使用し、地上高 1.2m（北海道では 1.3m。以下同じ。）の位置を原則斜面の山側に立って測定します。測定値は 1cm 単位とし、単位以下は四捨五入します。なお、胸高直径を測定する際、対象の樹木が地上高 1.2m より下で二

又に分かれている場合は、それぞれを別の立木とみなし、それぞれの胸高直径を測定します。また、地上レーザ測定器（OWL 等、一般に広く用いられている機器）による測定結果を採用することができます。森林整備事業等補助事業の補助金受給の際に測定した胸高直径を使用する場合は、測定方法等に関わらず当該結果における胸高直径を採用してよいこととします。

【樹高の測定方法】

- ・ 樹高の測定に当たっては、10m 程度までは測竿（測高ポール）で測定し、それ以上は超音波樹高測定器（バーテックス等）もしくは、光波樹高測定器（トゥルーパルス等）、簡易測高器（ブルーメライズ等）、地上レーザスキャナの一般に広く用いられている測定機器を用いることとします。
- ・ 樹高は胸高直径よりも蓄積に与える影響が大きいので、特段に丁寧な測定を心がけ、広葉樹の樹冠は樹頂を見誤りやすく過大測定になりやすいので特に注意してください。
- ・ 測竿（測高ポール）を伸ばして比較目測する場合は、測竿を伸ばしたまま不用意に移動すると段がゆるんで縮むことがある（従って過大測定になること）ので十分に注意してください。
- ・ 簡易測高機や超音波樹高測定器、光波樹高測定器等の三角法の測高器を使用する場合は、測定者は立木から斜面の上方に向かって、対象樹木の樹高と同じくらい離れ、仰角が45度以内になるように、かつ梢端と根元がよく見通せるような位置に立つこととします。
- ・ 簡易測高機を使用する場合は、斜面傾斜による補正が必要ですので、俯角を記録しておくのを忘れないようにします。
- ・ 超音波樹高測定器は雨・霧及び高周波の騒音（チェーンソー、下刈り機、セミの鳴き声）によって測定できなくなったり、精度が低下したりする場合がありますので注意してください。
- ・ 超音波樹高測定器は複数組で同時に測定すると混信するので注意してください。
- ・ 光波樹高測定器を用いる場合は、ターゲットを使用して支障植生による距離測定の誤りを防ぐようにしてください。

(2) 変化した炭素蓄積の量（土地）

算定範囲において、森林以外の土地の森林への用途の変更（非森林から森林への転用）又は森林の森林以外の土地への用途の変更（森林から非森林への転用）を行った箇所については、森林を算定する者（土地の用途が森林の時点で算定を行う者）が、変化した炭素蓄積の量（森林）に加えて、変化した炭素蓄積の量（土地）を用途変更後20年間算定する必要があります。当該算定においては、土壌3プール（枯死木、リター、土壌）を算定し、国家インベントリにおいて土地利用区分ごとに設定された土壌炭素含有量のデフォルト値まで20

年等分割法（線形移行）により均衡するモデルを採用します。

具体的には、算定対象年度の末日以前 20 年間（令和 8 年 4 月 1 日以降に限る。）に用途を変更した土地の面積に、当該土地の用途の変更に係る 1 ha 当たりの土地の 20 年間の炭素蓄積の変化量として公表する係数（表 4、表 5）を乗じて得られる量を、20 で除して得られる量を、算定対象年度において変化した炭素蓄積の量（土地）として報告します。

なお、森林以外の土地の森林への用途の変更又は森林の森林以外の土地への用途の変更を行っていない森林は、変化した炭素蓄積の量（土地）を 0 とみなすため算定は不要です。

変化した炭素蓄積の量（土地、t-C）

= Σ （用途を変更した土地の面積^{※1}（ha）

× 1 ha 当たりの土地の 20 年間の炭素蓄積の変化量として公表する係数^{※2}（t-C/ha）
÷ 20）

※1 算定対象年度の末日以前 20 年間（令和 8 年 4 月 1 日以降に限る。）に用途を変更した土地ごとに算定

※2 用途の変更内容ごとに設定された係数であり、用途を変更した土地ごとに、その変更内容に合った係数を適用

<用途の変更内容の区分>

森林以外の土地から森林	森林から森林以外の土地
田から森林	森林から田
普通畑、樹園地から森林	森林から普通畑、樹園地
草地（牧草地）から森林	森林から草地（牧草地）
開発地から森林	森林から開発地
その他の土地から森林	森林からその他の土地

※田：水田

普通畑、樹園地：普通畑、樹園地、荒廃農地

草地（牧草地）：牧草地、採草放牧地、原野（草生地）

開発地：森林、田、畑地、草地、湿地に該当しない都市地域

その他の土地：上記の土地の用途のいずれにも該当しない土地

※森林以外の土地の用途がいずれに該当するかは、現況をもとに判断する。

<補足：変化した炭素蓄積の量（土地）を算定する者>

土地の用途が森林の時点の者が算定をします。

事例 1（森林以外の土地から森林への用途の変更）：

特定事業所排出者である A 社が所有する草地について、当該土地を特定事業所排出者である B 社に譲渡し、B 社が当該土地に植林を行い森林に転用した。

→この場合、実際に植林を行った B 社が、変化した炭素蓄積の量（土地）を算定・報告します。

事例 2（森林から森林以外の土地への用途の変更）：

特定事業所排出者である C 社が所有する森林を伐採して D 社に譲渡し、譲渡された D 社が当該伐採跡地について宅地開発を行った。

→この場合、森林を伐採した C 社が、変化した炭素蓄積の量（土地）を算定・報告します。

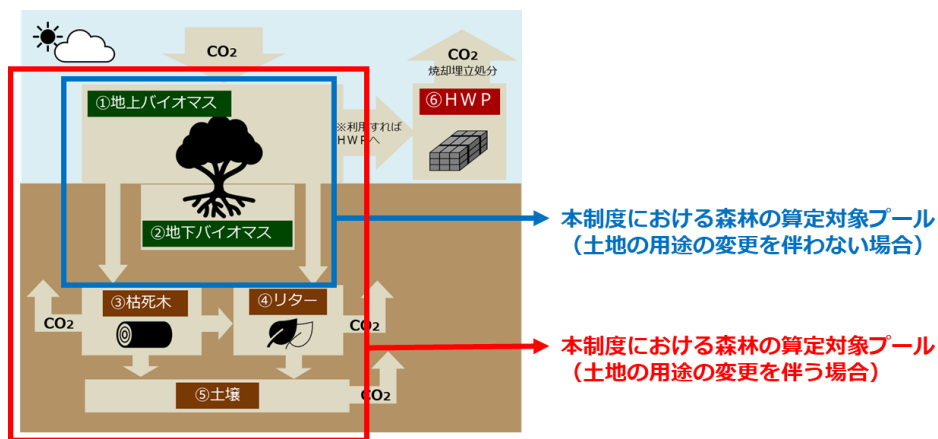


図 4 土地の用途の変更を伴う場合の算定対象

(3) 過年度に炭素蓄積の量を報告した森林を他者に譲渡した場合

過年度に自らが特定事業所排出者として増加した炭素蓄積の量を報告した森林を、算定対象年度に他者に譲渡した場合は、当該森林に係る過年度に自らが報告した炭素蓄積の総量を、自らの減少した炭素蓄積の量として報告する必要があります。

森林の管理者が受委託契約等の終了により管理者でなくなった場合も同様に、過年度に特定事業所排出者（管理者）が報告した炭素蓄積の総量を、当該者は減少した炭素蓄積の量として報告する必要があります。

報告するのは、当該森林で過年度に報告した炭素蓄積の総量です。このため、過年度の算定シートや算定根拠は事業者において保存することを推奨しますが、万が一過年度の報告値が不明となった場合は、過去の森林簿情報等から得られる変化した森林の蓄積の総量に公表する係数（表 3 係数表 1-1）を乗じることで、過年度に報告した炭素蓄積の総量を可能な限り復元して報告してください。

(4) 過年度に他の特定事業所排出者が報告した森林を譲渡された場合

過年度に他の特定事業所排出者が増加した炭素蓄積の量を報告した森林について、算定対象年度に譲渡された場合、他の特定事業所排出者が過年度に報告した炭素蓄積の総量を、譲渡された特定事業所排出者が自らの増加した炭素蓄積の量として報告することができます。

なお、譲渡された森林は、算定範囲に追加して、算定対象年度において変化した炭素蓄積の量（森林）についても算定することが可能です。

2.1.5. 係数表

(1)係数表 1-1 変化した炭素蓄積の量（森林）の算定に使用する係数（樹種及び林齢の区分ごとの係数）

表 3 係数表 1-1

		BEF[-]		R	D	CF	備考
		≤20	>20	[-]	[t-d.m./m ³]	[t-C./t-d.m]	
立木地 (針葉樹)	スギ	1.57	1.23	0.25	0.31	0.51	
	ヒノキ	1.55	1.24	0.26	0.41	0.51	
	サワラ	1.55	1.24	0.26	0.29	0.51	
	アカマツ	1.63	1.23	0.26	0.45	0.51	
	クロマツ	1.39	1.36	0.34	0.46	0.51	
	ヒバ	2.38	1.41	0.20	0.41	0.51	
	カラマツ	1.50	1.15	0.29	0.40	0.51	
	モミ	1.40	1.40	0.40	0.42	0.51	
	トドマツ	1.88	1.48	0.21	0.32	0.51	
	ツガ	1.40	1.40	0.40	0.46	0.51	
	エゾマツ	2.18	1.48	0.23	0.36	0.51	
	アカエゾマツ	2.17	1.67	0.21	0.36	0.51	
	マキ	1.39	1.23	0.20	0.46	0.51	
	イチイ	1.39	1.23	0.20	0.45	0.51	
	イチョウ	1.50	1.15	0.20	0.45	0.51	
	外来針葉樹	1.41	1.41	0.17	0.32	0.51	
	その他針葉樹 1	2.55	1.32	0.34	0.35	0.51	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、栃木、群馬、埼玉、新潟、富山、山梨、長野、岐阜、静岡に適用
	その他針葉樹 2	1.39	1.36	0.34	0.46	0.51	沖縄に適用
	その他針葉樹 3	1.40	1.40	0.40	0.42	0.51	上記以外に適用
立木地 (広葉樹)	ブナ	1.58	1.32	0.26	0.57	0.48	
	カシ	1.52	1.33	0.26	0.65	0.48	
	クリ	1.33	1.18	0.26	0.42	0.48	
	クスギ	1.36	1.32	0.26	0.67	0.48	
	ナラ	1.40	1.26	0.26	0.62	0.48	
	ドロノキ	1.33	1.18	0.26	0.29	0.48	
	ハンノキ	1.33	1.25	0.26	0.45	0.48	
	ニレ	1.33	1.18	0.26	0.49	0.48	
	ケヤキ	1.58	1.18	0.26	0.61	0.48	
	カツラ	1.33	1.18	0.26	0.45	0.48	
	ホオノキ	1.33	1.18	0.26	0.39	0.48	
	カエデ	1.33	1.18	0.26	0.52	0.48	
	キハダ	1.33	1.18	0.26	0.34	0.48	
	シナノキ	1.33	1.18	0.26	0.37	0.48	
	センノキ	1.33	1.18	0.26	0.40	0.48	
	キリ	1.33	1.18	0.26	0.23	0.48	
	外来広葉樹	1.41	1.41	0.16	0.66	0.48	
	カンバ	1.31	1.20	0.26	0.47	0.48	
	その他広葉樹 1	1.37	1.37	0.26	0.47	0.48	千葉、東京、高知、福岡、長崎、鹿児島、沖縄に適用
	その他広葉樹 2	1.52	1.33	0.26	0.65	0.48	三重、和歌山、大分、熊本、宮崎、佐賀に適用
	その他広葉樹 3	1.40	1.26	0.26	0.62	0.48	上記以外に適用
無立木地	民有林	1.27	1.27	0.26	0.48	0.50	

※出典：2025年提出国家インベントリ (p6-16)

BEF：バイオマス拡大係数（幹バイオマス量に対する地上部バイオマス（幹・枝・葉）量の比率、「20」は林齢）

R：地上部バイオマス量に対する、地下部バイオマス量の比率

D：容積密度（気乾材積に占める全乾重量の比率）

CF：炭素含有率（全乾重量に占める炭素の比率）

(2)係数表 1-2 森林以外の土地の森林への用途の変更又は森林の森林以外の土地への用途の変更に伴い変化した炭素蓄積の量（土地）の算定に使用する係数

表 4 係数表 1-2-1 森林以外の土地から森林への用途変更に係る 1ha 当たりの土地の 20 年間の炭素蓄積の変化量に係る係数(t-C/ha)

用途の変更内容	用途変更後20年間での 1 ha当たりの変化した 炭素蓄積の量	参考（内訳）		
		枯死木	リター	土壌
田から森林	15.385	3.25	3.335	8.8
普通畑、樹園地から森林	15.385	3.25	3.335	8.8
草地（牧草地）から森林	15.385	3.25	3.335	8.8
開発地から森林	36.585	3.25	3.335	30
その他の土地から森林	36.585	3.25	3.335	30

※2025年提出国家インベントリ（p6-8～6-9）をもとに、用途変更後20年間での1ha当たりの炭素蓄積の変化量を係数として設定。

※参考（内訳）は、国家インベントリをもとに設定した、土壌3プール（枯死木、リター、土壌）の1ha当たりの20年間の炭素蓄積の変化量であり、国家インベントリにおける遷移期間が20年間の数値はそのまま採用し、遷移期間が40年間の数値は保守的な算定とするため、増加量は数値を2分の1にした上で採用し、減少量は40年間の数値を本制度における20年間の数値として採用している。

表 5 係数表 1-2-2 森林から森林以外の土地への用途変更に係る 1ha 当たりの土地の 20 年間の炭素蓄積の変化量に係る係数(t-C/ha)

用途の変更内容	用途変更後20年間での 1 ha当たりの変化した 炭素蓄積の量	参考（内訳）		
		枯死木	リター	土壌
森林から田	14.2	-7.5	-4.9	26.6
森林から普通畑、樹園地	-30	-7.5	-4.9	-17.6
森林から草地（牧草地）	-23.2	-7.5	-4.9	-10.8
森林から開発地	-60.3	-7.5	-4.9	-47.9
森林からその他の土地	-68.3	-7.5	-4.9	-55.9

※2025年提出国家インベントリ（p6-8～6-9）をもとに、用途変更後20年間での1ha当たりの炭素蓄積の変化量を係数として設定。

※参考（内訳）は、国家インベントリをもとに設定した、土壌3プール（枯死木、リター、土壌）の1ha当たりの20年間の炭素蓄積の変化量であり、国家インベントリにおける遷移期間が20年間の数値はそのまま採用し、遷移期間が40年間の数値は保守的な算定とするため、増加量は数値を2分の1にした上で採用し、減少量は40年間の数値を本制度における20年間の数値として採用している。

2.1.6. 算定シートを用いた算定方法

本制度 HP 上で公表しているエクセルファイル「森林等炭素蓄積変化量算定シート（森林） ver1」を用いて算定します。

同ファイルは次のとおり複数のシートから構成されます。

- ・ 出力結果シート
- ・ シート 1-1（計画の対象となる森林）
- ・ シート 1-2（計画の対象となる森林を除いた森林）
- ・ シート 1-3（森林以外の土地の森林への用途の変更又は森林の森林以外の土地への用途の変更）
- ・ シート 1-4（森林の譲渡）

<作業の流れ>

シート 1-1~1-4 に入力した上で、出力結果シートに出力された結果を、事業者が、温室効果ガス算定排出量等の報告書（様式第 1）の「第 5 表の 9 森林等炭素蓄積変化量」及び「第 5 表の 10 森林等炭素蓄積変化量に関する情報」に転記して報告します。

シート 1-1~1-4 はセルを色分けしています。赤色のセルは入力する箇所、緑色のセルはプルダウンの選択肢から選択する箇所、それ以外の色のセルは入力不要です。黄色のセルは出力結果シートに出力される箇所です。

<シート 1-1（計画の対象となる森林）>

【シート】

樹種 (1)	林齢の 区分 (2)	森林 簿・実 測の別 (3)	面積 (ha) (4)	主伐 面積 (ha) (5)	主伐 材積 (m ³) (6)	森林の蓄積 (m ³)		変化した 森林の蓄 積の量 (m ³) (9)	バイオ マス拡 大係数 (10)	1+R (11)	容積 密度 (12)	炭素 含有 率 (13)	生体バイオマス (地上部・地下 部)の炭素蓄積の 量 (t-C)		変化した炭素 蓄積の 量 (t-C) (16)	備考 (17)	
						期首 (7)	期末 (8)						期首 (14)	期末 (15)			
合計			(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)							(G)		

【作業の概要】

算定範囲の森林のうち、計画（森林経営計画、増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画）の対象となる森林について、算定対象年度に変化した炭素蓄積の量を算定します。

まず事前に、森林簿情報をもとに（実測も可）、樹種及び林齢の区分（20 年生以下/21 年生以上）ごとに、面積、主伐面積、主伐材積、森林の蓄積を整理する必要があります。

その上で、(1)~(3)の欄にプルダウンの選択肢から選択し、(4)~(8)の欄に数値を入力します。

自動計算された結果④～⑥は、出力結果シートに自動転記されます。

【シートの項目と入力内容】

表 6 シート 1-1 の項目と入力内容

項目	入力要否	補足
(1)樹種	要	該当する樹種をプルダウンから選択します。
(2)林齢の区分	要	20 年生以下/21 年生以上で該当する方をプルダウンから選択します。
(3)森林簿・実測の別	要	森林簿/実測のいずれの情報を使用して森林の蓄積を算定したのか、該当する方をプルダウンから選択します。
(4)面積	要	算定範囲の中で計画の対象となる森林のうち(1)、(2)に該当する森林について、それぞれの面積を ha 単位で入力します。
(5)主伐面積	要	森林の蓄積の減少に主伐による蓄積の減少を含む場合、その主伐面積を入力します。
(6)主伐材積	要	森林の蓄積の減少に主伐による蓄積の減少を含む場合、その主伐材積を入力します。
(7)森林の蓄積(期首)	要	算定範囲の中で計画の対象となる森林のうち(1)、(2)に該当する森林について、(3)の情報に基づき、算定対象年度における期首の蓄積(前年度期末時点の蓄積)を m ³ 単位で入力します。
(8)森林の蓄積(期末)	要	算定範囲の中で計画の対象となる森林のうち(1)、(2)に該当する森林について、(3)の情報に基づき、算定対象年度における期末の蓄積(当年度時点の蓄積)を m ³ 単位で入力します。
(9)変化した森林の蓄積の量	不要	(8)－(7)の値が自動計算されます。
(10)バイオマス拡大係数	不要	幹バイオマス量に対する地上部バイオマス(幹・枝・葉)量の比率。(1)、(2)の情報をもとに表 3 係数表 1-1 から該当する値が自動表示されます。
(11)1+R	不要	地上部バイオマス量に対する、地上部+地下部バイオマス量の比率。(1)の情報をもとに表 3 係数表 1-1 から該当する値が自動表示されます。
(12)容積密度	不要	気乾材積に占める全乾重量の比率。(1)の情報をもとに表 3 係数表 1-1 から該当する値が自動表示されます。
(13)炭素含有率	不要	全乾重量に占める炭素の比率。(1)の情報をもとに表 3

		係数表 1-1 から該当する値が自動出力されます。
(14)生体バイオマスの炭素蓄積の量 (期首)	不要	生体バイオマス (地上部及び地下部バイオマス) の炭素蓄積の量 (期首) が、(7)×(10)×(11)×(12)×(13)により自動計算されます。
(15)生体バイオマスの炭素蓄積の量 (期末)	不要	生体バイオマス (地上部及び地下部バイオマス) の炭素蓄積の量 (期末) が、(8)×(10)×(11)×(12)×(13)により自動計算されます。
(16)変化した炭素蓄積の量	不要	(15)－(14)により自動計算されます。
(17)備考	不要	事業者において自由に記入できる備考欄ですので、林小班情報の入力など、情報整理用にご活用ください。

<シート 1-2 (計画の対象となる森林を除いた森林) >

【シート】

樹種 (18)	林齢の 区分 (19)	森林 簿・実 測の別 (20)	面積 (ha) (21)	主伐面 積(ha) (22)	主伐材 積(m ³) (23)	減少した 森林の蓄 積の量 (m ³) (24)	バイオ マス拡 大係数 (25)	1+R (26)	容積密 度 (27)	炭素含 有率 (28)	減少し た炭素 蓄積の 量(t-C) (29)	備考 (30)
								-	-	-	-	-
								-	-	-	-	-
								-	-	-	-	-
合計			㊸	㊹	㊺	㊻					㊼	

【作業の概要】

算定範囲の森林のうち、計画（森林経営計画、増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画）の対象外となる森林について、伐採その他自らの責により炭素蓄積の量が減少した場合に、当該林小班に係る減少した炭素蓄積の量を算定します。

シート 1-2 の入力の前準備として、森林簿情報をもとに（実測も可）、樹種及び林齢の区分（20年生以下/21年生以上）ごとに、面積、主伐面積、主伐材積、森林の蓄積を整理する必要があります。

その上で、(18)～(20)の欄にプルダウンの選択肢から選択し、(21)～(24)の欄に数値を入力します。

自動計算された結果㊸～㊼は、出力結果シートに自動転記されます。

【シートの項目と入力内容】

表 7 シート 1-2 の項目と入力内容

項目	入力要否	補足
(18)樹種	要	該当する樹種をプルダウンから選択します。
(19)林齢の区分	要	20 年生以下/21 年生以上で該当する方をプルダウンから選択します。
(20)森林簿・実測の別	要	森林簿/実測のいずれの情報を使用して森林の蓄積を算定したのか、該当する方をプルダウンから選択します。
(21)面積	要	算定範囲中で計画の対象外となる森林のうち、(18)、(19)に該当する森林について、その面積を ha 単位で入力します。
(22)主伐面積	要	森林の蓄積の減少に主伐による蓄積の減少を含む場合、その主伐面積を入力します。
(23)主伐材積	要	森林の蓄積の減少に主伐による蓄積の減少を含む場合、その主伐材積を入力します。
(24)減少した森林の蓄積の量	要	算定範囲中で計画の対象外となる森林のうち、(18)、(19)に該当する森林について、(20)の情報に基づき、算定対象年度において、伐採等により減少した森林の蓄積の量を負の数で入力します。 伐採等による森林の蓄積の減少量は、次の①②のいずれかの方法により算定します。 ①伐採等による森林の蓄積の減少が森林簿に反映された年度に、当該森林簿情報に基づき減少量を算定 ②伐採等が行われた年度の算定において、皆伐の場合は当該森林の期末の蓄積を 0 として減少量を算定、皆伐以外の場合は当該森林の期首の蓄積に伐採率を乗じた材積又は実測に基づく主伐材積（幹材積ベース）を減少量として算定
(25)バイオマス拡大係数	不要	幹バイオマス量に対する地上部バイオマス（幹・枝・葉）量の比率。(18)、(19)の情報をもとに係数表 1-1 から該当する値が自動表示されます。
(26)1+R	不要	地上部バイオマス量に対する、地上部+地下部バイオマス量の比率。(18)の情報をもとに係数表 1-1 から該当する値が自動表示されます。
(27)容積密度	不要	気乾材積に占める全乾重量の比率。(18)の情報をもとに表 3 係数表 1-1 から該当する値が自動表示されます。

(28)炭素含有率	不要	全乾重量に占める炭素の比率。(18)の情報をもとに表 3 係数表 1-1 から該当する値が自動表示されます。
(29)変化した炭素蓄積の量	不要	(24)×(25)×(26)×(27)×(28)により自動計算されます。
(30)備考	不要	事業者において自由に記入できる備考欄ですので、林小班情報の入力など、情報整理用にご活用ください。

<シート 1-3 (森林以外の土地の森林への用途の変更又は森林の森林以外の土地への用途の変更) >

【シート】

所在地 (31)	用途の変更内容 (32)	用途の変更年度 (33)	面積(ha) (34)	用途変更後20年間での1ha 当たりの変化した炭素蓄積 の量(t-C) (35)	変化した炭素蓄積の量 (土地)(t-C) (36)	備考 (37)
合計			㊾		㊿	

【作業の概要】

算定範囲において、森林以外の土地の森林への用途の変更又は森林の森林以外の土地への用途の変更を行った箇所については、森林を算定する者（土地の用途が森林の時点で算定を行う者）は、変化した炭素蓄積の量（森林）に加えて、変化した炭素蓄積の量（土地）を用途変更後 20 年間算定します。すなわち、算定対象年度の末日以前 20 年間（令和 8 年 4 月 1 日以降に限る。）に用途を変更した土地について、変化した炭素蓄積の量（土地）を本シートにより算定します。

シート 1-3 の入力の前準備として、算定対象年度の末日以前 20 年間に用途を変更した土地の所在地、変更内容、変更年度、面積を整理します。

その上で、シート 1-3 の(32)にプルダウンで選択し、(31)、(33)、(34)に入力します。

自動計算された結果㊾、㊿は、出力結果シートに自動転記されます。

【シートの項目と入力内容】

表 8 シート 1-3 の項目と入力内容

項目	入力要否	補足
(31)所在地	要	用途を変更した土地の所在地の都道府県名と市町村名を入力します。
(32)用途の変更内容	要	用途の変更内容をプルダウンの選択肢から選択します。
(33)用途の変更年度	要	用途を変更した年度を入力します。原則として用途の変更が完了した時点の年度とします。
(34)面積	要	用途を変更した土地の面積を入力します。
(35)用途変更後20年間での1ha当たりの変化した炭素蓄積の量	要	土地の用途の変更に係る1ha当たりの土地の20年間の炭素蓄積の変化量として公表する係数です。(32)の情報をもとに表4、表5から該当する値が自動表示されます。
(36)変化した炭素蓄積の量	要	(34)×(35)により自動計算されます。
(37)備考	要	事業者において自由に記入できる備考欄ですので、林小班情報の入力など、情報整理用にご活用ください。

<シート1-4（森林の譲渡）>

○シート1-4-1 過年度に炭素蓄積の量を報告した森林のうち算定対象年度に譲渡したものを【シート】

所在地 (38)	面積(ha) (39)	減少した炭素蓄積の量(t-C) (40)	備考 (41)
合計	◎	Ⓟ	

【作業の概要】

過年度に特定事業所排出者が増加した炭素蓄積の量を報告した森林を、算定対象年度に他者に譲渡した場合に本シートに入力します。

当該森林の管理者が受委託契約等の終了により管理者でなくなった場合も本シートに入力します。この場合において、譲渡した森林は、管理者でなくなった森林に読み替えます。

シート1-4-1の(38)～(40)に入力し、自動計算された結果◎、Ⓟは、出力結果シートに自動転記されます。

【シートの項目と入力内容】

表 9 シート 1-4-1 の項目と入力内容

項目	入力要否	補足
(38)所在地	要	譲渡した森林の所在地の都道府県名と市町村名を入力します。
(39)面積	要	譲渡した森林の面積を入力します。
(40)減少した炭素蓄積の量	要	(38)、(39)に該当する森林について、過年度に報告した炭素蓄積の量を t-C 単位で入力します。
(41)備考	不要	事業者において自由に記入できる備考欄ですので、林小班情報の入力など、情報整理用にご活用ください。

○シート 1-4-2 過年度に他の特定事業所排出者が炭素蓄積の量を報告した森林のうち算定対象年度に譲渡されたもの

【シート】

所在地 (42)	面積(ha) (43)	増加した炭素蓄積の量(t-C) (44)	備考 (45)
合計	㊟	㊿	

【作業の概要】

過年度に他の特定事業所排出者が増加した炭素蓄積の量を報告した森林について、算定対象年度に譲渡された場合に本シートに入力します。

シート 1-4-2 の(42)～(44)に入力し、自動計算された結果㊟、㊿は、出力結果シートに自動転記されます。

【シートの項目と入力内容】

表 10 シート 1-4-2 の項目と入力内容

項目	入力要否	補足
(42)所在地	要	譲渡された森林の所在地の都道府県名と市町村名を入力します。
(43)面積	要	譲渡された森林の面積を入力します。
(44)増加した炭素蓄積の量	要	(42)、(43)に該当する森林について、過年度に報告された炭素蓄積の量を t-C 単位で入力します。
(45)備考	不要	事業者において自由に記入できる備考欄ですので、林小班情報の入力など、情報整理用にご活用ください。

<出力結果シート>

【シート】

第5表の9 森林等炭素蓄積変化量

種別	種別ごとの森林等炭素蓄積変化量	
① 森林		t-co2
② 木材		t-co2
③ 合計		t-co2

第5表の10 森林等炭素蓄積変化量に関する情報

種別	情報		
森林の概況	所有森林の面積(合計)		ha 手入力
	所有森林のうち、算定するに当たって森林の一部を選定した場合、その面積…①		ha 手入力
	所有森林のうち、算定するに当たって森林の一部を選定した場合、その選定の考え方		手入力
	算定するに当たって選定した森林のうち、クレジット制度においてプロジェクト登録している森林の面積…②		ha 手入力
	算定するに当たって選定した森林のうち、被害を受けたとして算定から除外すると判断した森林の面積…③		ha 手入力
	被害を受けたとして算定から除外すると判断した森林がある場合、その被害の内容		手入力
	所有森林のうち、他の特定排出者が代わりに管理しており、かつ、当該他の特定排出者が算定する森林の面積…④		ha 手入力
	所有森林のうち、他の特定排出者が代わりに管理しており、かつ、当該他の特定排出者が算定する森林について、その特定排出者名		手入力
	所有者（特定排出者に限る。）に代わり管理している森林のうち、自ら算定する森林の面積…⑤		ha 手入力
	所有者（特定排出者に限る。）に代わり管理している森林のうち、自ら算定する森林について、その所有者名		手入力
	算定する森林の面積 (①-②-③-④+⑤)		ha 手入力
	算定する森林の所在する都道府県		手入力
森林	森林経営計画、増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画の別		手入力
	対象面積		④ ha 手入力
	代表的な樹種		手入力
	主伐面積		⑤ ha 手入力
	主伐材積		⑥ m3 手入力
	森林の蓄積	期首	⑦ m3 手入力
		期末	⑧ m3 手入力
	変化した森林の蓄積の量		⑧ m3 手入力
	森林の蓄積の算定に使用したデータの別		手入力
	変化した炭素蓄積の量		⑨ t-C 手入力
計画の対象となる森林を除いた森林	対象面積	⑩ ha 手入力	
	主伐面積	⑪ ha 手入力	
	主伐材積	⑫ m3 手入力	
	減少した森林の蓄積の量	⑬ m3 手入力	
	減少した炭素蓄積の量	⑭ t-C 手入力	
森林以外の土地の森林への用途の変更又は森林の森林以外の土地への用途の変更	用途の変更内容	手入力	
	用途の変更年度	手入力	
	用途を変更した面積	⑮ ha 手入力	
変化した炭素蓄積の量(土地)		⑮ t-C 手入力	
過年度に報告した森林のうち譲渡した森林	対象面積	⑯ ha 手入力	
	減少した炭素蓄積の量	⑰ t-C 手入力	
過年度に報告された森林のうち譲渡された森林	対象面積	⑱ ha 手入力	
	増加した炭素蓄積の量	⑲ t-C 手入力	

図 5 出力結果シート

【作業の概要】

シート 1-1～1-4 の入力により、出力結果シートに結果が出力されます。算定結果の報告にあたっては、出力された結果を、温室効果ガス算定排出量等の報告書（様式第 1）の「第 5 表の 9 森林等炭素蓄積変化量」及び「第 5 表の 10 森林等炭素蓄積変化量に関する情報」に転記します。ただし、出力結果シートに出力されず空欄の箇所は、事業者において様式第 1 に別途記入する必要があります。様式第 1 の詳細は、「3.森林等炭素蓄積変化量の報告方法」をご参照ください。

2.1.7. 算定の例

<設定>

特定事業所排出者である A 社は X 県 Y 市と Z 市に合計 100ha の森林を所有しており、本制度で 2030 年度報告（2029 年度実績）から森林の算定・報告を行っています。算定の手間軽減のため、Y 市の森林のみを選定しています。2031 年度報告（2030 年度実績）に際して森林の算定・報告を行う場合を考えます。2030 年度報告（2029 年度実績）の算定を行った際に、X 県から下表のとおり Y 市の森林の森林簿を入手しました。森林簿は 2028 年 3 月 31 日時点のもので、2030 年度も当該森林の森林簿は更新されていません。Y 市の森林の状況は次のとおりです。

- 1 小班、2 小班：A 社が作成し認定されている森林経営計画の対象森林です。
- 3 小班：2030 年度に皆伐し、森林から宅地に転用しました。森林経営計画の対象森林ではありません。
- 4 小班：2030 年度に B 社に譲渡しました。なお、過年度に報告した増加した炭素蓄積の量は、2030 年度報告（2029 年度実績）の 0.33t-C でした。

表 11 A 社が所有している Y 市の森林の森林簿（2028 年 3 月 31 日時点）

市町村	林班	小班	...	樹種	小班面積(ha)	...	林齢	平均樹高	蓄積(m ³)	成長量(m ³)	...
Y 市	1	1	...	スギ	2.50	...	50	25.0	900	25	...
Y 市	1	2		ヒノキ	2.00		50	20.0	800	20	
Y 市	1	3		スギ	0.05		50	20.0	15	1	
Y 市	1	4		ヒノキ	0.10		50	20.0	40	1	

<算定シートへの入力>

これらをもとに、算定シートに入力すると次のとおりです（赤字は A 社が入力又は選択した箇所）。

○算定シート 1-1 (計画の対象となる森林)

樹種	林齢の区分	森林簿・実測の別	面積 (ha)	主伐面積 (ha)	主伐材積 (m³)	森林の蓄積 (m³)		変化した森林の蓄積の量 (m³)	バイオマス拡大係数	1+R	容積密度	炭素含有率	生体バイオマス (地上部・地下部) の炭素蓄積の量 (t-C)		変化した炭素蓄積の量 (t-C)	備考
						期首	期末						期首	期末		
スギ	21年生以上	森林簿	2.5	0	0	950	975	25	1.23	1.25	0.31	0.51	230.92	237.00	6.08	Y市1林班1小班
ヒノキ	21年生以上	森林簿	2	0	0	840	860	20	1.24	1.26	0.41	0.51	274.43	280.96	6.53	Y市1林班2小班
合計			4.5	0	0	1790	1835	45							12.61	

(補足)

1 小班の 2028 年 3 月 31 日時点での森林簿上の蓄積は 900 m³ であるため、2028 年度期首の蓄積は 900 m³ となり、2028 年度期末の蓄積は成長量 25 m³ を足して 925 m³、本制度で報告した 2029 年度期末の蓄積は 950 m³ です。このため、2030 年度の期首は 950 m³、期末の蓄積は 975 m³ となります。2 小班も同様に計算します。

○算定シート 1-2 (計画の対象となる森林を除いた森林)

樹種	林齢の区分	森林簿・実測の別	面積 (ha)	主伐面積 (ha)	主伐材積 (m³)	減少した森林の蓄積の量 (m³)	バイオマス拡大係数	1+R	容積密度	炭素含有率	減少した炭素蓄積の量 (t-C)	備考
スギ	21年生以上	森林簿	0.05	0.05	17	-17	1.23	1.25	0.31	0.51	-4.13	Y市1林班3小班
合計			0.05	0.05	17	-17					-4.13	

(補足)

3 小班の 2028 年 3 月 31 日時点での森林簿上の蓄積は 15 m³ であるため、2028 年度期末の蓄積は成長量 1 m³ を足して 16 m³、本制度で報告した 2029 年度期末の蓄積は 17 m³ です。このため 2030 年度の皆伐によって減少した森林の蓄積の量は 17 m³ となります。

○算定シート 1-3 (森林以外の土地の森林への用途の変更又は森林の森林以外の土地への用途の変更)

所在地	用途の変更内容	用途の変更年度	面積 (ha)	用途変更後 20 年間の 1 ha 当たりの変化した炭素蓄積の量 (t-C)	変化した炭素蓄積の量 (土地) (t-C)	備考
X 県 Y 市	森林から開発地	2030	0.05	-62.80	-0.16	Y市1林班3小班
合計			0.05		-0.16	

○算定シート 1-4

シート 1-4-1 (過年度に炭素蓄積の量を報告した森林のうち算定対象期間に譲渡したもの)

所在地	面積 (ha)	減少した炭素蓄積の量 (t-C)	備考
X 県 Y 市	0.1	-0.33	Y市1林班4小班
合計	0.1	-0.33	

シート 1-4-2 (過年度に他の特定事業所排出者が炭素蓄積の量を報告した森林のうち算定対象期間に譲渡されたもの)

該当なし

2.2. 木材製品利用による森林等炭素蓄積変化量

2.2.1. 報告対象者

木材を使用した建築物その他の工作物又は家具その他の物品（消耗品を除く。以下「建築物等」という。）を所有する特定事業所排出者は、当該木材製品利用による森林等炭素蓄積変化量を調整後排出量に用いて算定・報告できます。

木材製品利用による森林等炭素蓄積変化量を調整後排出量の算定・報告に含めるかは任意ですが、炭素蓄積変化量（増加量）を報告した特定事業所排出者は、報告初年度以降は毎年度報告が必要となります。

報告対象者は当該木材の管理・処分について権利を有する者（所有者）に限ります。このため、賃貸物件においては、施主が所有・管理する躯体・内装については施主が報告対象者となり、賃借人が調達する内装等については賃借人が報告対象者となります。

一方で、木材を使用した建築物等の販売者は、当該木材製品利用について本項目において算定・報告することはできません。なお、「4.調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの吸収量等に関する情報」のとおり、木材製品の販売の取組等については、「他者の温室効果ガス吸収等（販売した木材の炭素蓄積を含む。）に貢献する取組及び当該取組に係る吸収量等に関する情報」の記載欄に、当該取組等を任意で報告することが可能です。

コンビニ等のフランチャイズチェーン事業者については、連鎖化事業者として、フランチャイズ本部（親会社）が報告対象者となります。

2.2.2. 算定対象範囲

(1) 算定対象範囲の概要

増加した炭素蓄積の量の算定対象は、算定対象年度^{※1}に新築、増改築又は取得した、建築物等^{※2}に使用した、合法性が確認された国産材等です。新築又は増改築した建築物等については、算定対象年度に竣工（完成）したものを任意で算定・報告することができます。また、どの建築物等を算定・報告するか任意で選択できるとともに、1つの建築物等の中で一部の部材等のみを指定して算定・報告することも可能です。

※1 例えば、2027年度に行う報告における算定対象年度は、2026年度（2026年4月1日～2027年3月31日）。

※2 詳細は「(2) 算定範囲となる建築物その他の工作物又は家具その他の物品」のとおり。

一方で、過年度に炭素蓄積の量を報告した建築物等は、台帳で管理し続けるとともに、使用した木材を、算定対象年度に廃棄又は滅失（建築物等の解体、廃棄又は消失等により失われること。以下同じ。）した場合は、過年度に報告した炭素蓄積の量を、自らの減少した炭素蓄積の量として報告する必要があります。ただし、自然災害や病虫獣害等の被害による木材の滅失は、その被害の原因が自然発生又は他者の責任による場合、当該木材の減少した炭

素蓄積の量を算定から除外することができます。

また、建築物その他の工作物の新築、増改築又は取得による増加した炭素蓄積の量の算定・報告については、当該場所に従前から自ら所有する建築物その他の工作物があった場合（令和 8 年 4 月 1 日以降に限る。）、当該建築物その他の工作物の解体などで廃棄又は滅失した木材についての減少した炭素蓄積の量を報告している場合に限り、算定・報告することができます。具体的には、建替えを行う場合は、建替え前の自らの建築物その他の工作物について、過年度に本制度で増加した炭素蓄積の量を報告しているかどうかにかかわらず、解体等による減少した炭素蓄積の量を報告しなければ、建替え後の建築物その他の工作物の増加した炭素蓄積の量を算定・報告することができません。一方、当該場所に従前から自ら所有する建築物その他の工作物がない場合は、解体等による減少した炭素蓄積の量を報告せずに、建替え後の建築物その他の工作物の増加した炭素蓄積の量を算定・報告することができます。

加えて、過年度に増加した炭素蓄積の量を報告した木材を他者に譲渡した場合は、過年度に自らが報告した当該木材の炭素蓄積の量を、自らの減少した炭素蓄積の量として報告する必要があります。

一方で、他の特定事業所排出者が増加した炭素蓄積の量を過年度に報告した木材を譲渡された場合、他の特定事業所排出者が報告した当該木材の炭素蓄積の量を、譲渡された特定事業所排出者が増加した炭素蓄積の量として報告することができます。

なお、報告初年度以降は毎年度報告する必要があるところ、増加した炭素蓄積の量、減少した炭素蓄積の量のいずれも該当がない年度は 0 とし、過年度に報告した木材のうち、継続して使用中のものの炭素蓄積の量を報告します。算定シートや算定根拠は事業者において保存することを推奨します。

以上より、算定対象範囲の概要をまとめると下表のとおりです。

増加した炭素蓄積の量	減少した炭素蓄積の量
<p>① 算定対象年度に新築、増改築又は取得した、建築物等に使用した、合法性が確認された国産材等の炭素蓄積の量を報告可能。</p> <p>(※過年度に増加した炭素蓄積の量を報告した建築物等は、台帳で管理する必要。)</p> <p>(※過年度に報告された木材を譲渡された場合は下記②により報告。)</p>	<p>③ 過年度に増加した炭素蓄積の量を報告した、建築物等において使用した木材を、算定対象年度に廃棄又は滅失した場合、過年度に報告した炭素蓄積の量を、自らの減少した炭素蓄積の量として報告する必要。</p> <p>(※自然災害や病虫獣害等の被害による木材の滅失は、その被害の原因が自然発生又は他者の責任による場合、当該木材の炭素蓄積の減少を算定から除外することが可能。)</p> <p>(※過年度に報告した木材を譲渡した場合は下記⑤により報告。)</p> <p>④ 建築物その他の工作物については、当該建築物その他の工作物の新築、増改築又は取得時に、従前建築されていた自ら所有する建築物その他の工作物がある場合、当該建築物その他の工作物の廃棄又は滅失した木材について、減少した炭素蓄積の量を報告する必要。</p>
<p>② 過年度に他の特定事業所排出者が炭素蓄積の量を報告した木材を譲渡された場合、他の特定事業所排出者が報告した当該木材の炭素蓄積の量を、自らの増加した炭素蓄積の量として報告可能。</p>	<p>⑤ 過年度に炭素蓄積の量を報告した木材を、他者に譲渡した場合は、過年度に自らが報告した当該木材の炭素蓄積の量を、減少した炭素蓄積の量として報告する必要。</p>

(2) 算定範囲となる建築物その他の工作物又は家具その他の物品

中長期にわたり炭素蓄積される建築物等を対象とするため、耐用年数1年未満の消耗品は算定範囲外とします。また、炭素蓄積の量の算定に必要な木材の材積又は重量を把握できないものや、国家インベントリにおいて伐採木材製品（HWP）の算定対象ではない土木工事における腐朽を前提とした工作物（下表に掲げる地盤改良杭を除く）も算定範囲外とします。

算定範囲となる建築物等の例	算定範囲とならない建築物等の例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物その他の工作物 建築物（構造材、下地材、内装建材^{※2}等）、外構等^{※1} ※1 国家インベントリにおいて地中利用木材のうち永久貯留分として算定対象としている、建築物用地盤改良杭全体や、土木工事用地盤改良杭の柱頭 40 cm以外の部分を含む ・ 家具その他の物品 家具、内装建材^{※2} 等 	<p>紙製品、バイオ炭製品、土木工事に おける工作物（左記に掲げる杭を除く） 等</p>

※2 内装建材（フローリング、戸、階段ユニット、窓枠等）は、報告事業者による調達形態に応じて次のとおり整理します。

完成した建築物その他の工作物の一部として調達する場合：「建築物その他工作物」に該当
内装建材単体で調達する場合：「家具その他の物品」に該当

(3) 算定対象となる木材

算定対象となる木材の品目は、

- ・ 製材区分（製材、集成材、CLT 等）
- ・ 合板区分（合板、LVL）
- ・ 木質ボード（パーティクルボード）
- ・ 木質ボード（硬質繊維板）
- ・ 木質ボード（中質繊維板）
- ・ 木質ボード（軟質繊維板）

であり、いずれの区分に該当するかを把握する必要があります。

また、国家インベントリにおける伐採木材製品（HWP）の算定対象が国産材であることや合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。以下「CW 法」という。）等の伐採の合法性に係る国内制度に基づき、本制度においても国産材かつ次のいずれかに該当する木材を算定対象とします。

- ・ CW 法等に基づく合法性が確認された木材
- ・ リサイクル材

算定にあたっては、国産材であることを確認できたもののみ算定できることとします。なお、国内固有樹種[※]については、国内固有樹種であることを確認できれば当該木材を国産材とみなすことが可能です。CW 法等に基づく合法性が確認された木材又はリサイクル材の確認方法等については、「(4) 合法性が確認された木材」を参照してください。

また、炭素蓄積の量の算定にあたっては、算定対象となる木材の材積又は重量を把握する

必要があります。

ただし、木質ボードについては、国産材の材積又は重量を把握することが技術的に難しいため、木材の材積又は重量に、国家インベントリをもとに設定した国産材率（表 15 表 15 係数表 2-2）を乗じて国産材の材積又は重量を推定することを認めることとします。なお、木質ボードは、国内製造品のみを増加した炭素蓄積の量の算定対象とします（輸入品は算定対象とすることができません）。

さらに、製材区分であって材積により算定する場合は、品目及び樹種の区分ごとの係数（表 13 係数表 2-1-1 品目の区分ごとの木材の密度及び炭素含有率、表 14 係数表 2-1-2 製材区分における樹種の区分ごとの木材の密度）のいずれを適用するかのため、樹種を把握する必要があります。製材区分であって重量で算定する場合や、合板区分、木質ボードの場合は、適用する係数の決定のための樹種の把握は不要です。

また、木質複合材料等については、算定対象となる木材の全乾重量が把握できる場合は、製材区分における重量で算定する場合と同様の方法で算定が可能です。

これらの情報をもとに、算定対象となる木材の使用量（材積又は重量）に、品目及び樹種の区分ごとの係数（表 13 係数表 2-1-1 品目の区分ごとの木材の密度及び炭素含有率、表 14 係数表 2-1-2 製材区分における樹種の区分ごとの木材の密度）を用いて炭素蓄積の量を算定します。

※国内固有樹種：日本国内のみに分布する国内固有の樹種

針葉樹：スギ、ヒノキ、エゾマツ、トドマツ、サワラ、ネズコ、アスナロ、ヒメコマツ、トガサワラ、コウヤマキ

広葉樹：ブナ、イヌブナ

(4) 合法性が確認された木材

本制度で算定対象となる合法性が確認された木材の詳細について、

- ・ 合法性の要件
- ・ 報告事業者が入手する必要がある情報とその方法
- ・ 本制度における入手した情報の活用及び提出

の項目に沿って示します。

<合法性の要件>

本制度において算定対象となる、合法性が確認された木材は次のものを指します。

- ① CW 法に基づく合法性確認木材等
- ② 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成 18 年林野庁作成）に基づき合法性が証明された木材等（ただし、CW 法対象外の品目（例：階段ユニット、窓枠等）に限る）

なお、パーティクルボード及び繊維板（CW 法対象外の品目）を含め、リサイクル材 100% の木材・木材製品は、①又は②であることを確認することなく算定可能です。一方で、原材料にリサイクル材とバージン材（非リサイクル材）の両方を含む場合には、バージン材（非リサイクル材）由来の部分については①又は②のいずれかである必要があります。また、リサイクル材の算定にあたっては、リサイクル材であることを示す根拠資料等によりリサイクル材であることを確認できたもののみ算定できることとします。

CW 法の制度概要については、「参考：CW 法について」p36~を、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」の制度概要については p39~をご参照ください。

<報告事業者が入手する必要がある情報とその方法>

上記①に関して、CW 法に基づく「合法性確認木材等」であることを根拠として算定を行うためには、報告事業者は、各部材等について CW 法に基づく「合法性確認木材等」である旨が記載された納品書・伝票等（以下「CW 法伝達情報」という。）を入手する必要があります。

上記②に関して、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく合法性が証明された木材等であることを根拠として算定を行うためには、報告事業者は同ガイドラインに基づく合法性証明書（以下「合法性証明書」という。）を入手する必要があります。

これらは、報告事業者が調達する物品の性質（建築物その他の工作物/家具その他の物品）に応じて次のとおり使い分けてください。

【報告事業者が建築物その他の工作物を調達する場合】

建築物その他の工作物は、CW 法及び「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」の対象物品ではありません。従って、「当該建築物は合法性確認木材等である」といった①の伝達や「当該建築物は合法性が証明された木材である」といった②の証明など、建築物その他の工作物自体をこれらの制度の対象物品であるかのように扱う伝達や証明は行われなため、報告事業者が建築物その他の工作物を調達する場合には、建築物その他の工作物に係る建築・工作事業者が部材等を調達する段階で入手した CW 法伝達情報又は合法性証明書のいずれかを、建築・工作事業者による調達時点の部材等の品目に応じて入手します。

A. 建築・工作事業者による調達時点で CW 法の対象品目である部材等の場合、報告事業者は次のいずれかの CW 法伝達情報を入手する必要があります。

(ア) 建築・工作事業者が受け取った CW 法伝達情報

(イ) 流通過程において、部材の最終加工者から建築・工作事業者に対する部材の供給事業者までに位置するいずれかの事業者が伝達を受けた又は伝達を行った CW

法伝達情報（建築・工作事業者から CW 法伝達情報を入手できない場合）

B. 一方、建築・工作事業者による調達時点で CW 法対象外品目の場合、報告事業者は次のいずれかの情報を入手します。

(ウ) 流通過程において、部材の最終加工者が伝達を受けた CW 法伝達情報（部材の最終加工者が CW 法の対象品目を原材料として対象外品目を製造している場合に活用可能）

(エ) 建築・工作事業者が受け取った合法性証明書

【報告事業者が家具その他の物品として調達する場合】

報告事業者が家具その他の物品（以下「家具等」という。）として調達する場合、報告事業者はこれらの譲り渡しに伴い CW 法伝達情報又は合法性証明書を手に入れるため、報告事業者はこれらの情報を、報告事業者による調達時点の品目に応じて入手する必要があります。

C. 報告事業者による調達時点で、家具等が CW 法の対象品目である場合、報告事業者は次のいずれかの CW 法伝達情報を入手する必要があります。

(オ) 報告事業者に対して発行された CW 法伝達情報

(カ) 流通過程において、家具等の最終加工者から家具等の供給事業者までに位置するいずれかの事業者が伝達を受けた又は伝達を行った CW 法伝達情報（報告事業者に対して直接 CW 法伝達情報が発行されない場合に活用可能）

D. 一方、報告事業者による調達時点で、家具等が CW 法対象外品目の場合、報告事業者は次のいずれかの情報を入手する必要があります。

(キ) 流通過程において、家具等の最終加工者が伝達を受けた CW 法伝達情報（最終加工者が CW 法の対象品目を原材料として対象外品目を製造している場合に活用可能）

(ク) 報告事業者に対して発行される合法性証明書

CW 法の対象外品目については、CW 法に基づく情報伝達が行われないことや、後述のとおり合法性証明書の発行が限定的であることを踏まえると、CW 法の対象品目と比較して合法性に関する情報の入手が難しく、本制度における算定の難易度が高いと言えます。2.2.2 「算定対象範囲の概要」のとおり、報告事業者は必ずしも建築物等に含まれる全ての木材を算定・報告する必要はないことから、報告事業者は合法性に関する情報の入手難易度も考慮して、算定・報告の対象を決定してください。

また、リサイクル材を除き、木材の合法性に関する情報（CW 法伝達情報又は合法性証明書）を手入れできない部材等は、算定対象とすることはできません。報告事業者は、取引相手を介してこうした情報を入手することになりますが、取引相手にとっては報告事業者に対するこうした情報の提供がなされない場合もあります。算定対象となる木材製品の量を把

握するために、取引相手に対して生じる事務コスト等を踏まえて、こうした情報の必要性を取引相手に丁寧に説明することや、予め発注の際にこうした情報が必要であることを伝えておくといった対応が有効であると考えられます。

参考：CW 法対象品目のうち、本制度で算定対象となりうるもの	
<p>【建築物その他の工作物に使用する木材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 素材 ・ 板材、角材及び円柱材 ・ 単板、突き板及び構造用パネル ・ 「板材、角材及び円柱材」、「単板、突き板及び構造用パネル」又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの（合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等） ・ のこくず・木くず、チップ及び小片端材、たが材、杭、チップウッド等の粗の木材を含む 	<p>【家具その他の物品に使用する木材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したもの ・ フローリングのうち、基材に木材を使用したもの ・ 木質系セメント板 ・ サイディングボードのうち、木材を使用したもの ・ 戸（主たる部材に木材を使用したものに限る。）及びその枠（基材に木材を使用したものに限る。） ・ 上記全ての物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるものうち、木材又は木材パルプを使用したもの

(参考)

CW 法対象品目・対象外品目の詳細は、CW 法に関する情報提供ホームページ「クリーンウッド・ナビ」(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>)にて公表されている各種資料や、「「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法性確認木材等の普及に向けた家具・紙等の物品の製造、加工、輸入、輸出又は販売に関するガイドライン」(令和6年6月経済産業省、林野庁、国土交通省作成)

(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/pdf/guideline.pdf?)を参考にしてください。

<本制度における入手した情報の活用及び提出（①CW 法に基づく CW 法伝達情報）>

本制度では CW 法に基づく合法性確認木材等の算定・報告にあたり、次のア、イを満た

す必要があります。

ア CW 法伝達情報が入手できた部材等を算定対象とする。

イ 報告時には CW 伝達情報（写し）の全部又は一部を添付する。

【アの補足】

伝達情報は合法性確認木材等であることが分かればよく、報告事業者は CW 法に基づく原材料情報（証明書、伐採地域、樹種）を入手する必要はありません。伝達情報の内容については、以下「参考：CW 法について」もご参照ください。

なお、建築物その他の工作物算定については、報告を行う事業者が自ら算定に必要な木材使用量等の情報を集めて算定を行う方法のほか、伝達を受けた最後の事業者等が算定に必要な木材使用量等の情報を持っていれば依頼して算定してもらうことも可能です。

過年度に本制度で報告された木材を譲渡された場合の算定・報告については、再算定及び合法性の確認は不要です。

【イの補足】

1 つの建築物その他の工作物について、伝達情報が大量にある場合は、添付はその全部ではなく主な部材の一部の伝達情報のみとすることが可能です。ただし、排出量の公表までの間、事業所管省庁が報告内容の確認の際に追加で求めがあれば、残りの全部又は一部の伝達情報の写しを提出してください。

参考：CW 法について

CW 法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）は、合法的に伐採された木材や木材製品（合法伐採木材等）の流通及び利用を促進する法律です。具体的には、対象となる木材等や事業者の範囲、登録制度等を定めるとともに、素材生産販売事業者及び木材関連事業者や国が取り組むべき措置について定めています。

CW 法に基づく義務・努力義務の対象となる木材関連事業者は、以下 2 種類に大別されます。

- ・ 第 1 種木材関連事業者

素材生産販売事業者や海外の輸出事業者から木材等を譲り受ける等、国内市場に最初に木材等を持ち込む木材関連事業者を指す。

第 1 種木材関連事業者は、合法性確認や第 2 種木材関連事業者に対する情報伝達等が義務として、消費者等に対する情報伝達等が努力義務として課されている。

- ・ 第 2 種木材関連事業者

木材関連事業者のうち上記の第 1 種木材関連事業者以外を指す。第 2 種木材関連事業者は第 1 種木材関連事業者や他の第 2 種木材関連事業者から木材等の調達

を行っている。

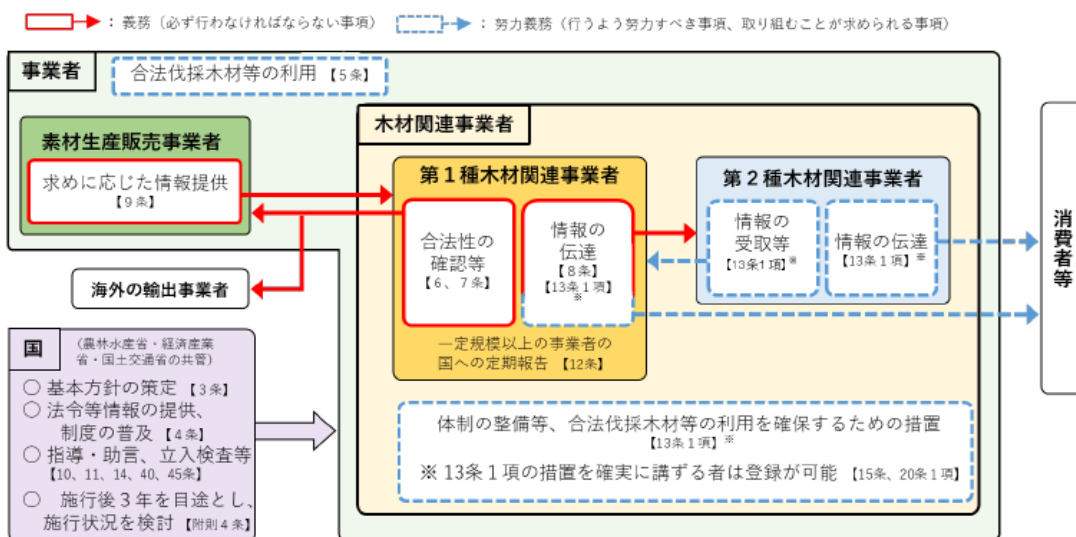
第2種木材関連事業者は、他の第2種木材関連事業者や消費者に対する情報伝達等が努力義務として課せられている。

本制度で活用するCW法に基づく伝達情報に関して、CW法対象品目を譲り渡す際に、

- ・ 第1種（川上・水際）木材関連事業者→第2種木材関連事業者については義務として、
- ・ 第2種木材関連事業者→第2種木材関連事業者については努力義務として、
- ・ 第1種・第2種木材関連事業者→消費者等については努力義務として、

CW法第7条第2項に基づく合法性確認木材等であるか否かの情報が伝達されることになっており、第1種木材関連事業者による判断の結果が、第2種木材関連事業者を介して伝達される仕組みです。

なお、建築物はCW法の対象品目ではないことから、建築物の譲り渡しに際しては上記伝達が行われません。



出典：合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の改正について（令和7年3月林野庁作成）

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/brochure/pdf/brochure-r7-01.pdf>

また、情報の伝達は

- ・ 納品書、レシート等への印字
- ・ 書状やCD-ROM等の記録媒体を渡す
- ・ 電子メールやFAXの送信

等の方法で行われます（口頭は不可）。

納品書

〇〇株式会社
〇〇〇〇部署
代表 林野 太郎 様

発行日: YYYY年MM月DD日
 発行者: 〇〇株式会社〇〇〇〇部署
 所在地: 〇〇県 〇〇市〇〇町 12-34
 代表: 山元 花子

本体金額: ¥999,999,999
 消費税: ¥999,999,999
 合計金額: ¥999,999,999

樹種	品名	等級	長さ	厚	幅	入	単位	材積	金額	適用

CW法に基づく伝達情報

- ・登録番号（登録業者の場合）
- ・合法性確認結果

グリーンウッド法登録木材関連事業者: 〇〇〇 - CLW - XXX
 ◆ 上記の物件は合法性確認木材です。

ロゴマーク等

第2種木材関連事業者による伝達情報の例（納品書の場合）

出典：合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の改正について（令和7年3月林野庁作成）

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/brochure/pdf/brochure-r7-01.pdf>

<本制度における入手した情報の活用及び提出（②「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく合法性証明書）>

CW法対象外品目（例：階段ユニット、窓枠等）にあつては、最終加工者が伝達を受けたCW法伝達情報などを入手できない場合であっても、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく合法性証明書を入手できたものを算定対象とすることができます。

算定対象とする場合、本制度では次のア、イを満たす必要があります。

- ア 合法性証明書を入手できた部材等を算定対象とする。
- イ 報告時には合法性証明書（写し）の全部又は一部を添付する。

【アの補足】

算定については、報告を行う事業者が自ら算定に必要な木材使用量等の情報を集めて算定を行う方法のほか、証明書を受け取った最後の事業者等が算定に必要な木材使用量等の情報を持っていれば依頼して算定してもらうことも可能です。

なお、過年度に本制度で報告された木材を譲渡された場合は、再算定及び合法性の証明は不要です。

【イの補足】

1つの建築物その他の工作物について、証明書が大量にある場合は、添付はその全部ではなく主な部材の一部の証明書のみとすることが可能です。ただし、排出量の公表までの

間、事業所管省庁から追加で求めがあれば、残りの全部又は一部の証明書の写しを提出してください。

参考：木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン

国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）に基づき、合法性等が証明された木材・木材製品を政府機関が調達するために、木材・木材製品の供給者が合法性等の証明に取り組むに当たって留意すべき事項等を、林野庁において取りまとめたものです。同ガイドラインに基づき、本制度（SHK 制度）における合法性証明書は、次の a～c のいずれかとします。

a 森林認証制度及び CoC 認証制度

森林認証制度及び CoC 認証制度は、持続可能な森林経営の行われている森林を第三者機関が評価・認証し、そこから生産された木材・木材製品を分別管理することにより、消費者が選択的にこれらを購入できるようにする制度です。本制度（SHK 制度）における報告では、認証材製品であることが分かる証明書を「合法性証明書」とします。

b 森林・林業・木材産業関係団体の認定

業界団体の自主的な取組として、同ガイドラインに基づき合法性等の証明された木材・木材製品を供給するための自主的行動規範を作成した森林・林業・木材産業関係団体が、事業者の認定を行い、認定を受けた事業者が分別管理等の同ガイドラインで求められている対応をとった上で、その納入する木材・木材製品の合法性等を証明する制度です。グリーン購入法において合法性の証明が求められている対象物品は製材、合板、集成材、フローリング、木製家具等の CW 法対象品目が中心であることから、これらの物品やその原材料である丸太を扱う事業者が、業界団体の認定に基づき合法性等の証明を行っています。2026 年 3 月時点では、CW 法の対象外品目に関しての事業者認定や証明書の発行は限定的です。

合法性等の証明にあたっては、業界団体から認定を受けた事業者間で、それぞれの納入ごとに証明書の交付を繰り返すこととなっており本制度（SHK 制度）における報告では、当該証明書を「合法性証明書」とします。

c 個別企業等の独自の取組による証明方法

個別企業等の独自の取組として、森林の伐採段階から納入段階等に至るまでの流通経路等を把握した上で証明書を交付しています。本制度（SHK 制度）における報告では、当該証明書を「合法性証明書」とします。

具体的には、合法性等の証明に係る行動規範を作成するとともに、伐採から納入まで

の各段階の事業者と協定を締結する等により、事業者への行動規範の周知と分別管理の取組を担保します。各事業者は行動規範に基づき、合法性等の証明、分別管理の取組を実施します。さらに、取組状況の監査とその結果の公表を行います。本制度（SHK制度）における報告では、監査機関として第三者機関が監査を行っている場合に限り、当該証明書を「合法性証明書」とします。

(5) 自らの責によらない木材の被害

自然災害や病虫獣害等の被害による木材の滅失は、その被害の原因が自然発生又は他者の責任による場合、当該木材の炭素蓄積の減少を算定から除外することができます。ただし、除外した場合は、その理由を合わせて報告する必要があります。自らが管理する台帳上では、当該炭素蓄積の減少を反映することを推奨します。

<被害木材の除外可能・除外不可な理由の例>

被害の原因	自然発生又は他者の責任（故意又は過失）による場合	自らの責任（故意又は過失）による場合
当該木材製品の炭素蓄積の減少の扱い	算定から除外可能	算定から除外不可
理由の例	<ul style="list-style-type: none"> ・他者の建物からの延焼 ・他者による木材製品の窃盗 ・地震による損壊 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスコンロの消し忘れ等自らの故意・過失による火事 ・木材製品の紛失

2.2.3. 算定式

森林等炭素蓄積変化量（木材、t-CO₂）
 = { (増加した炭素蓄積の量（木材の使用^{※1}に伴うもの、t-C） - 減少した炭素蓄積の量（木材の廃棄又は滅失^{※2}に伴うもの、t-C）
 - （過年度に報告した木材を他者に譲渡した場合の、過年度に報告した当該木材の炭素蓄積の量）
 + （過年度に他の特定事業所排出者が報告した木材を譲渡された場合の、他の特定排出者が過年度に報告した当該木材の炭素蓄積の量） }
 × 44/12^{※3}

※1 建築物等の新築、増改築又は取得

※2 建築物等の解体、廃棄又は消失等により失われること

※3 炭素蓄積の量（t-C）を、これに相当する二酸化炭素の量（t-CO₂）に換算

森林等炭素蓄積変化量（木材）は、建築物等に使用した木材の量に、品目及び樹種の区分ごとの係数（係数表 1-1）を乗じたものに、44/12 を乗じて求めます。

（参考）

上記の算定式は「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」（令和 3 年 10 月林野庁作成）を踏まえた方法です。

(1) 増加した炭素蓄積の量

増加した炭素蓄積の量 (t-C)

① 製材区分、合板区分の場合又は木質ボードであって国産材使用量が把握できる場合

【材積で算定する場合】

=建築物等に使用した国産材の材積^{*1} (m³)
×木材の密度^{*3} (t/m³)
×木材の炭素含有率^{*4} (t-C/t)

【重量で算定する場合】

=建築物等に使用した国産材の重量^{*2} (kg)
÷1,000 (kg を t に換算)
×木材の炭素含有率^{*4} (t-C/t)

② 木質ボードであって国産材使用量が把握できない場合

木材の材積又は重量に、国産材率（係数表 2-2）を乗じて国産材の材積又は重量を推定することを認めることとします。

【材積で算定する場合】

=建築物等に使用した木材の材積^{*1} (m³)
×国産材率^{*5} (-)
×木材の密度^{*3} (t/m³)
×木材の炭素含有率^{*4} (t-C/t)

【重量で算定する場合】

=建築物等に使用した国産材の重量^{*2} (kg)
×国産材率^{*5} (-)
÷1,000 (kg を t に換算)
×木材の炭素含有率^{*4} (t-C/t)

※1 材積 (m³)

気乾状態^{※6}の値。算定する木材について、品目の区分を把握するとともに、製材区分にあつては樹種を把握し、当該品目及び樹種の区分ごとに材積を把握する必要。

※2 重量 (kg)

全乾状態^{※7}の値。算定する木材について、品目の区分を把握し、当該品目の区分ごとに重量を把握する必要。

※3 木材の密度 (t/m³) (表 13 係数表 2-1-1 品目の区分ごとの木材の密度及び炭素含有率、表 14 係数表 2-1-2 製材区分における樹種の区分ごとの木材の密度)

気乾状態の材積に対する全乾状態の質量の比。材積で算定する場合に使用。表 13 係数表 2-1-1 品目の区分ごとの木材の密度及び炭素含有率、表 14 係数表 2-1-2 製材区分における樹種の区分ごとの木材の密度のとおり、品目の区分(製材区分、合板区分、木質ボード(パーティクルボード、硬質繊維板、中質繊維板、軟質繊維板))ごとに設定、このうち製材区分は樹種の区分ごとに設定。このため、算定する木材について、品目の区分を把握するとともに、製材区分にあつては樹種を把握する必要。

※4 木材の炭素含有率 (t-C/t) (表 13 係数表 2-1-1 品目の区分ごとの木材の密度及び炭素含有率)

木材の全乾状態の質量における炭素含有率。表 13 係数表 2-1-1 品目の区分ごとの木材の密度及び炭素含有率のとおり、品目の区分(製材区分、合板区分、木質ボード(パーティクルボード、硬質繊維板、中質繊維板、軟質繊維板))ごとに設定。このため、算定する木材について、品目の区分を把握する必要。

※5 国産材率 (表 15 係数表 2-2)

木質ボードであつて国産材使用量の把握が困難な場合に、木材の材積又は重量から国産材の材積又は重量を推定する際に使用する値。表 15 係数表 2-2 のとおり、木質ボード(パーティクルボード、硬質繊維板、中質繊維板、軟質繊維板)ごとに、国家インベントリ報告で用いている統計データなどから、国産材の使用割合に係る係数を設定。

※6 気乾状態

含水率(木材に含まれる水分の割合。以下同じ。)が大気の温湿度によって平衡に達した状態。我が国においては、平均的に含水率 15%程度となつて言われている。

※7 全乾状態

木材の含水率 0%の状態。

<補足 1: 国産材使用量の把握方法>

最終的な製品の状態における国産材の材積又は重量の分のみ算定対象とすることができます。例えば、加工時に削られて製品とならなかつた木くず等は算定対象とすることができます。

できません。また、仮設用資材やコンクリート型枠用合板など、建築物等の完成までに撤去される木材も算定対象とすることはできません。

材積又は重量の把握方法は、

- ・ 最終的な製品の状態における国産材の材積又は重量の把握による方法
- ・ 加工前の値に、最終的な製品への加工歩留まり（加工機械のカタログ値など事業者において把握している値）を乗じて、最終的な製品の状態で国産材の材積又は重量を算出する方法

のいずれかとします。

<補足 2：材積又は重量の全乾状態、気乾状態への変換>

含水率は、 $U = ((W_U - W_0) / W_0) \times 100$ (%) で計算されます。

$$\left[\begin{array}{l} U : \text{含水率} \\ W_U : \text{含水率}U\% \text{における木材の質量} \\ W_0 : \text{全乾状態 (含水率 }0\%) \text{における木材の質量} \end{array} \right]$$

このため、材積又は重量は、下表のとおり換算が可能です。

表 12 材積又は重量の換算

換算内容	換算係数
含水率U%の状態→気乾状態 (含水率 15%)	115/(100+U)
含水率U%の状態→全乾状態 (含水率 0%)	100/(100+U)
気乾状態 (含水率 15%) →全乾状態 (含水率 0%)	100/115
全乾状態 (含水率 0%) →気乾状態 (含水率 15%)	115/100

(2) 減少した炭素蓄積の量

減少した炭素蓄積の量 (t-C)

① 過年度に炭素蓄積の量を報告している場合

=過年度に報告した炭素蓄積の量 (t-C)

② 過年度に炭素蓄積の量を報告していない場合であって、新築等した建築物その他の工作物の算定するにあたり、その土地に従前から自ら所有する建築物その他の工作物の解体等により減少した炭素蓄積の量を報告する場合

ア 国産材使用量が不明な場合

=従前建てられていた建築物その他の工作物の延床面積 (m²)

×公表する係数*

イ 国産材使用量が既知の場合

【材積で把握できる場合】

=従前建てられていた建築物その他の工作物に使用した国産材の材積 (m³: 気乾状態の材積の値)
×木材の密度 (t/m³)
×木材の炭素含有率 (t-C/t)

【重量で把握できる場合】

=従前建てられていた建築物その他の工作物に使用した国産材の重量 (kg: 全乾状態の質量の値)
÷1,000 (kg を t に換算)
×木材の炭素含有率 (t-C/t)

※新築等した建築物その他の工作物を算定するにあたり、その土地に従前から自ら所有する建築物その他の工作物の解体等により減少した炭素蓄積の量を報告する場合であって、国産材使用量が不明な場合に、延床面積に乗じて国産材使用量を推定するため、表 16 係数表 2-3 のとおり、建築年度ごとに構造別、住宅・非住宅別、単位面積あたりの係数を設定。このため、従前建てられていた建築物その他の工作物について、建築(竣工)年度、構造(木造、SRC造、RC造、S造、その他)、住宅・非住宅の別を把握する必要がある。

<補足:建替えにおいて、解体完了年度が新築等した建築物その他の工作物の完成(竣工)年度よりも後になる場合>

次のいずれかの方法により算定・報告してください。

- ① 新築等した建築物その他の工作物の完成(竣工)年度に、増加した炭素蓄積の量を報告するとともに、解体が完了していなくても、解体により減少する炭素蓄積の量も同じ年度に算定・報告(この場合、解体が結局行われなかった場合にも、解体により減少する炭素蓄積の量を報告することになることに留意)。
- ② 解体完了年度に、新築等した建築物その他の工作物の増加した炭素蓄積の量と、解体により減少する炭素蓄積の量を算定・報告
- (3) 過年度に報告した木材を他者に譲渡した場合の、過年度に報告した当該木材の炭素蓄積の量

過年度に特定事業所排出者が変化した炭素蓄積の量を報告した木材の全部又は一部を、算定対象年度に他者に譲渡した場合、過年度に報告した当該木材の炭素蓄積の量を、減少し

た炭素蓄積の量として報告する必要があります。

- (4) 過年度に他の特定事業所排出者が報告した木材を譲渡された場合の、他の特定事業所排出者が過年度に報告した当該木材の炭素蓄積の量

過年度に他の特定事業所排出者が変化した炭素蓄積の量を報告した木材について、算定対象年度に譲渡された場合、他の特定事業所排出者が過年度に報告した当該木材の炭素蓄積の量を、増加した炭素蓄積の量として報告することができます。

2.2.4. 係数表

(1)係数表 2-1 変化した炭素蓄積の量（木材）の算定に使用する係数（品目及び樹種の区分ごとの係数）

表 13 係数表 2-1-1 品目の区分ごとの木材の密度及び炭素含有率

部材、製品名等の品目区分	木材の密度 [t/m ³]	炭素含有率
製材（製材・集成材・CLT等）	係数表2-1-2 参照	0.5
合板（合板・LVL）	0.542	0.493
木質ボード（パーティクルボード）	0.596	0.451
木質ボード（硬質繊維板）	0.788	0.425
木質ボード（中質繊維板）	0.691	0.427
木質ボード（軟質繊維板）	0.159	0.474

※出典：建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン（令和 3 年 10 月林野庁作成）

表 14 係数表 2-1-2 製材区分における樹種の区分ごとの木材の密度

	樹種	木材の密度 [t/m ³]
	針葉樹	スギ
ヒノキ		0.38
アカマツ、メマツ		0.45
カラマツ		0.44
トドマツ、アカトドマツ		0.35
エゾマツ		0.37
サワラ		0.3
ネズコ、クロベ		0.31
アスナロ		0.39
イチョウ		0.41
モミ		0.38
ヒメコマツ		0.39
クロマツ、オマツ		0.47
トガサワラ		0.43
ツガ		0.44
イヌマキ、ホンマキ、クサマキ		0.47
コウヤマキ、ホンマキ		0.37
イチイ、アララギ、オンコ		0.44
カヤ		0.46

	樹種	木材の密度
		[t/m ³]
広葉樹	イタヤカエデ	0.57
	セン、ハリギリ	0.45
	マカンバ、ウダイカンバ	0.58
	シラカンバ	0.5
	オノオレカンバ	0.78
	アサダ	0.64
	キリ	0.26
	ツゲ	0.78
	カツラ	0.44
	ミズキ	0.53
	カキ	0.6
	クリ	0.52
	コジイ、ツブラジイ	0.47
	スダジイ、イタジイ	0.53
	ブナ	0.57
	イヌブナ	0.6
	アカガシ	0.76
	イチイガシ	0.7
	アラカシ	0.84
	シラカシ	0.72
	クヌギ	0.73
	ミズナラ、オオナラ、ナラ	0.59
	コナラ	0.69
	ウバメガシ	0.93
	イスノキ	0.78
	トチノキ	0.45
	オニグルミ	0.46
	サワグルミ	0.39
	クスノキ	0.45
	タブノキ	0.57
	イヌエンジュ	0.51
	ホオノキ	0.43
	ヤマグワ、クワ	0.54
	ヤチダモ	0.48
	シオジ	0.46
	トネリコ	0.65
	アオダモ	0.62
	ヤマトアオダモ	0.63
	ヤマザクラ	0.54
	キハダ	0.43
	ドロノキ、ドロヤナギ	0.37
	シナノキ	0.44
	ハルニレ、アカダモ	0.55
ケヤキ	0.6	
	樹種不明	0.33

※出典：建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン（令和 3 年 10 月林野庁作成）

(2)係数表 2-2 変化した炭素蓄積の量（木材）の算定に使用する係数（木質ボードであって国産材使用量の把握が困難な場合）

表 15 係数表 2-2

部材、製品等の品目	国産材率
木質ボード（パーティクルボード）	0.83
木質ボード（硬質繊維板）	0.55
木質ボード（中質繊維板）	0.55
木質ボード（軟質繊維板）	0.55

※2025年提出国家インベントリにおける伐採木材製品（HWP）の算定で用いている統計データから、木質ボードについて、国産材の使用割合に係る係数を設定

(3)係数表 2-3. 建替え等による建築物その他の工作物に使用した木材の減少した炭素蓄積の量の算定に使用する係数（対象木材の材積又は重量の算定が困難な場合。床面積 1 平米当たり。）

表 16 係数表 2-3

当該建築物等の建築年度	区分別の係数 (t-C)									
	住宅					非住宅				
	木造	SRC造	RC造	S造	その他	木造	SRC造	RC造	S造	その他
～1980	0.0252658	0.0021529	0.0031506	0.0044366	0.007984	0.0266894	0.000966	0.0014354	0.0010347	0.0022658
1981	0.0251372	0.0021233	0.003106	0.0043728	0.0078684	0.0265526	0.0009525	0.0014152	0.0010208	0.0022329
1982	0.0250325	0.0021064	0.0030708	0.0043144	0.007747	0.0264084	0.0009554	0.0014101	0.0010231	0.0022123
1983	0.0248672	0.0020527	0.0029858	0.0041889	0.0075091	0.026231	0.0009399	0.0013796	0.0010051	0.0021559
1984	0.0251272	0.0021093	0.0030788	0.0043286	0.0077764	0.0265271	0.0009553	0.0014115	0.0010222	0.0022184
1985	0.0243656	0.0019903	0.0028843	0.0040371	0.0072197	0.0256823	0.0009226	0.0013442	0.0009856	0.0020877
1986	0.0239073	0.0019429	0.0028192	0.0039492	0.0070679	0.025212	0.0008975	0.0013105	0.0009588	0.0020395
1987	0.0236816	0.001725	0.0024882	0.0034725	0.0061909	0.0249551	0.0008119	0.0011723	0.0008663	0.0018067
1988	0.0228296	0.0015671	0.0022452	0.0031202	0.0055379	0.024037	0.0007534	0.0010742	0.0008025	0.0016377
1989	0.022654	0.0016007	0.0022949	0.0031905	0.0056651	0.0238528	0.0007681	0.0010964	0.0008183	0.0016733
1990	0.0223884	0.0015795	0.0022613	0.0031412	0.0055722	0.0235691	0.0007613	0.0010839	0.0008107	0.0016505
1991	0.0222496	0.0015646	0.0022376	0.0031061	0.0055058	0.0234188	0.0007569	0.0010753	0.0008057	0.0016346
1992	0.0220426	0.001634	0.0023422	0.003256	0.0057801	0.0232057	0.0007851	0.001112	0.0008361	0.0017086
1993	0.022115	0.0015678	0.0022431	0.0031145	0.0055222	0.0232798	0.0007574	0.0010769	0.0008064	0.001638
1994	0.0214806	0.0016051	0.0022953	0.0031862	0.0056444	0.022604	0.0007757	0.001104	0.0008262	0.0016752
1995	0.0217451	0.0015288	0.0021718	0.0030102	0.0053146	0.0228769	0.000738	0.0010591	0.000791	0.0015863
1996	0.0217274	0.0015505	0.0022063	0.0030615	0.0054118	0.0228656	0.0007442	0.0010719	0.0007981	0.0016097
1997	0.021176	0.0015183	0.0021533	0.0029807	0.0052536	0.0222731	0.0007376	0.0010546	0.0007899	0.0015738
1998	0.0208369	0.001508	0.0021314	0.002949	0.005172	0.0219095	0.000727	0.0010541	0.0007838	0.0015487
1999	0.0203286	0.0015817	0.0020912	0.002912	0.005294	0.0211533	0.0007085	0.0011295	0.0008166	0.0016283
2000	0.0199016	0.0015704	0.002097	0.0029126	0.0052554	0.0206901	0.0007186	0.0011201	0.000817	0.0016153
2001	0.0195202	0.0015508	0.0020535	0.0028486	0.0051393	0.0202371	0.0007105	0.0011129	0.0008119	0.0015912
2002	0.0202283	0.0015448	0.0021064	0.0029269	0.0052547	0.0211862	0.000719	0.0010884	0.0008004	0.0016039
2003	0.0196764	0.0015613	0.0021259	0.0029537	0.0053035	0.0206111	0.0007266	0.0011012	0.0008096	0.001621
2004	0.0197858	0.0015136	0.0020728	0.0028721	0.0051074	0.0207261	0.0007141	0.0010709	0.0007902	0.0015613
2005	0.0198586	0.0014828	0.0020707	0.0028602	0.0050166	0.0208446	0.0007154	0.0010456	0.0007775	0.0015179
2006	0.0194812	0.0014627	0.0020489	0.0028237	0.004901	0.0204119	0.0007102	0.0010374	0.0007706	0.0014813
2007	0.0194083	0.0015107	0.0021243	0.0029338	0.0051333	0.0203661	0.0007334	0.0010622	0.0007919	0.001548
2008	0.0193296	0.0014746	0.0020452	0.0028208	0.0049414	0.0202457	0.0007137	0.001046	0.0007786	0.0015067
2009	0.0191372	0.0014993	0.0020385	0.0028211	0.0050279	0.02005	0.0007083	0.0010645	0.0007867	0.0015482
2010	0.0179962	0.0016172	0.001899	0.0026975	0.0056196	0.0186821	0.0006999	0.0011294	0.0008427	0.0019251
2011	0.0188224	0.0014987	0.0019501	0.0027146	0.0050652	0.0196765	0.0006974	0.0010616	0.0007912	0.0016143
2012	0.0191132	0.0015264	0.0019936	0.0027789	0.00516	0.0199829	0.000701	0.0010818	0.0007987	0.0016311
2013	0.0193496	0.001601	0.0020204	0.0028444	0.0055721	0.0202435	0.0007147	0.0011134	0.0008278	0.0018219
2014	0.018882	0.0015737	0.0019618	0.0027591	0.0054199	0.0197271	0.0007032	0.0011021	0.0008197	0.0017914
2015	0.017793	0.0015021	0.0019304	0.0026843	0.0050273	0.0185005	0.0007009	0.0010704	0.0007996	0.0016242
2016	0.0194045	0.0015254	0.0019578	0.0027354	0.0051684	0.0202558	0.0006934	0.0010802	0.0007986	0.0016528
2017	0.0181511	0.0014947	0.0019668	0.0027178	0.0049136	0.0188336	0.0007118	0.0010758	0.0008035	0.0015636
2018	0.0180648	0.001557	0.0020536	0.0028418	0.0051456	0.0187416	0.0007372	0.0011175	0.0008324	0.0016315
2019	0.0180653	0.0014753	0.0019263	0.002664	0.004855	0.018766	0.0007017	0.0010608	0.0007943	0.0015594
2020	0.0183776	0.0014883	0.0019579	0.0027138	0.0049236	0.0191564	0.0006964	0.0010685	0.0007917	0.0015568
2021	0.0178183	0.0014723	0.0019413	0.0026829	0.0048493	0.0185051	0.000696	0.0010579	0.0007854	0.0015373
2022	0.0178759	0.0014818	0.0019216	0.0026651	0.0049021	0.0185844	0.0006888	0.0010636	0.0007877	0.0015683
2023	0.017561	0.00147	0.0018867	0.0026158	0.0048392	0.0182317	0.0006834	0.0010589	0.0007856	0.0015644

※2025年提出国家インベントリにおける伐採木材製品（HWP）の算定で用いている、統計データや原単位などから、解体建築物における国産材の廃棄量（t-C換算）の推計として、建築年度ごとに構造別、住宅・非住宅別、単位面積あたりの係数を設定。

2.2.5. 算定シートを用いた算定方法

本制度 HP 上で公表しているエクセルファイル「森林等炭素蓄積変化量算定シート（木材） ver1」と、個票ファイルである「シート 2-1-2_使用した木材（個票） ver1」、「シート 2-2-2_廃棄又は滅失した木材（個票） ver1」を用いて算定します。

「森林等炭素蓄積変化量算定シート（木材） ver1」ファイルは次のとおり複数のシートから構成されます。

- ・ 自動出力シート
- ・ 出力結果シート
- ・ シート 2-1（使用した木材（総括表））
- ・ シート 2-2（廃棄又は滅失した木材（総括表））
- ・ シート 2-3（木材の譲渡）
- ・ シート 2-4（過年度に報告した使用中の木材（台帳））

<作業の流れ>

まず、「シート 2-1-2_使用した木材（個票） ver1」、「シート 2-2-2_廃棄又は滅失した木材（個票） ver1」に入力します。報告する建築物等が複数ある場合、ファイルをコピーして、それぞれの建築物等について作成します。

次に「森林等炭素蓄積変化量算定シート（木材） ver1」の、シート 2-3（木材の譲渡）、シート 2-4（過年度に報告した使用中の木材（台帳））を入力します。

そして、自動出力シートにおける「転記開始」ボタンをクリックすると、シート 2-1-2、2-2-2 の個票がそれぞれシート 2-1、2-2 の総括表に転記されるとともに、出力結果シートに全体の結果が出力されます。出力された結果を、事業者が、温室効果ガス算定排出量等の報告書（様式第1）の「第5表の9 森林等炭素蓄積変化量」及び「第5表の10 森林等炭素蓄積変化量に関する情報」に転記して報告します。

シート 2-1～2-4（2-1-2、2-2-2 を含む）はセルを色分けしています。赤色のセルは算定を行う者が入力する箇所、緑色のセルはプルダウンの選択肢から選択する箇所、それ以外の色のセルは入力不要です。黄色のセルは自動出力時に出力結果シートに出力される箇所です。

<シート 2-1-2（使用する木材（個票））>

【シート】

○建築物その他の工作物又は家具その他の物品の概要記入欄

名称 (1)		
所在地 (2)		
建築物その他の工作物/家具その他の物品の別 (3)		
算定する部材等の範囲 (4)		
国産材使用量 (m ³) (5)	建築物その他の工作物 (構造材)	
	建築物その他の工作物 (非構造材)	
	家具その他の物品	
	合計	
国産材使用量 (kg) (6)	建築物その他の工作物 (構造材)	
	建築物その他の工作物 (非構造材)	
	家具その他の物品	
	合計	
炭素蓄積の量小計 (t-C) (7)		

○各部材等情報の入力欄

通し番号	部品、製品名等 (8)	数量 (9)	区分(製材・合板・木質ボード) (10)	構造材/非構造材の別 (建築物その他の工作物の場合) (11)	国産材使用量(数量1当たり)			
					材積(m ³) (12)	樹種 (13)	木材の密度(t/m ³) (14)	重量(kg) (15)
1								
2								
3								
4								
5								

木材使用量 (木質ボードであって、国産材使用量が不明な場合) (数量1当たり)				国産材使用量小計 (m ³) (20)	国産材使用量小計 (kg) (21)	木材の炭素含有率 (22)	炭素蓄積の量 (t-C) (23)	合法性を確認できる伝達情報等		備考 (26)
材積 (m ³) (16)	木材の密度 (t/m ³) (17)	重量 (kg) (18)	国産材率 (%) (19)					伝達情報等の件名等 (24)	日付 (25)	

【作業の概要】

算定対象年度に取得した建築物等に使用した木材を、算定する場合に作成します。

算定する建築物等が複数ある場合、ファイルをコピーして複数作成します。これは台帳においては、建築物等の単位で管理するためであり、この単位で個票を作成し炭素蓄積の量を算定します。(例：木造建築物 2 件、ウッドデッキ 1 件、木製椅子 10 脚を算定する場合、木造建築物で 2 つ、ウッドデッキで 1 つ、木製椅子で 1 つの計 4 つの個票を作成します。建築物用地盤改良杭を算定する場合は、建築物の建物部分と個票を分けてください。)

まず事前に、シート 2-1-2 の入力の前準備として、使用した木材の国産材使用量や、合法性が確認又は証明できるもの等を整理します。

その上で、建築物等ごとにシート 2-1-2 において、「○各部材等情報の入力欄」の各行に、算定する全ての部品・製品等の情報を入力します。緑色のセルはプルダウンで選択し、赤色

のセルは入力します。これにより、「○建築物その他の工作物又は家具その他の物品の概要記入欄」の(5)～(7)が自動計算されます。

シート 2-1-2 個票が全て作成できたら、自動出力シートにより、シート 2-1 の総括表に自動転記します。

【シートの項目と入力内容】

表 17 シート 2-1-2 の項目と入力内容

項目	入力要否	補足
○建築物その他の工作物又は家具その他の物品の概要記入欄		
(1)名称	要	算定する建築物等の名称を入力します。(入力例：建築物を算定する場合…○○ビル、机を算定する場合…○○会議室の机)
(2)所在地	要	算定する建築物等の所在地の都道府県名と市町村名を入力します。
(3)建築物その他の工作物又は家具その他の物品の別	要	建築物その他の工作物/家具その他の物品のいずれに該当するか、該当する方をプルダウンから選択します。 「2.2.2.算定対象範囲(4)合法性が確認された木材」で示した、「CW 法対象品目のうち、本制度で算定対象となるもの」のうち、建築物その他の工作物に使用する木材を算定する場合は、「建築物その他の工作物」を選択します。家具その他の物品に使用する木材を算定する場合は「家具その他の物品」を選択します。 例えば 1 つの建築物の中で、構造材と家具を算定する場合は、ファイルを 2 つに分けてそれぞれ算定します。 CW 法対象外品目については、建築物その他の工作物/家具その他の物品のいずれに該当するか事業者において判断して選択してください。
(4)算定する部材等の範囲	要	算定する部材等の範囲は、全部又は一部を任意で指定してその範囲のみ算定することが可能です。(入力例：「新築する木造ビルに使用する木材全て」「新築する木造ビルの構造材のみ」「新築する木造ビルの構造材のうち柱材のみ」)
(5)国産材使用量 (m ³)	不要	(20)の値の合計が自動計算されます。
(6)国産材使用量 (kg)	不要	(21)の値の合計が自動計算されます。

(7)炭素蓄積の量 小計	不要	(22)の値の合計が t-C 単位で自動計算されます。
○各部材等情報の入力欄		
(8)部品・製品名 等	要	算定する部品名・製品名等を入力します。
(9)数量	要	部品・製品等の数量を記入します。同じ部品・製品等が複数ある場合は、その数量を入力することが可能です。ただし(12)～(19)の使用量は数量1当たりで入力します。また、部品・製品等が1つの場合は1と入力します。
(10)製材・合板・ 木質ボード	要	製材区分、合板区分、木質ボード（パーティクルボード、硬質繊維板、中質繊維板、軟質繊維板）のいずれに該当するか、プルダウンから選択します。 ・製材区分：製材、集成材、CLT 等 ・合板区分：合板、LVL ・木質ボード（パーティクルボード） ・木質ボード（硬質繊維板） ・木質ボード（中質繊維板） ・木質ボード（軟質繊維板）
(11)構造材/非構 造材の別	要	建築物その他の工作物の場合のみ、算定する部品・製品が構造材/非構造材のいずれに該当するか、プルダウンから選択します。 構造材：柱、梁、桁、構造用面材などの構造用木材 非構造材：構造材以外の木材（下地材、内装材など）
国 産 材 使 用 量	製材区分、合板区分の場合又は木質ボードであって国産材使用量が把握できる場合は、(12)～(15)で作業します。数量1当たりの値を入力してください。入力した行は、(16)～(19)の作業は不要です。	
	(12)材積	要 部材・製品の国産材使用量を材積（気乾状態）で把握している場合に、m ³ 単位で入力します。この場合(15)の入力は不要です。
	(13)樹種	要 製材区分であって(12)に入力した場合にプルダウンから選択します。製材区分であって(15)に入力した場合又は合板区分、木質ボードの場合は選択不要です。
	(14)木材の 密度	不要 (10)、(13)の情報をもとに表 13 係数表 2-1-1 品目の区分ごとの木材の密度及び炭素含有率、表 14 係数表 2-1-2 製材区分における樹種の区分ごとの木材の密度から1つの値が自動表示されます。

	(15)重量	要	部材・製品の国産材使用量を重量（全乾状態）で把握している場合に、kg 単位で入力します。この場合(12)の入力は不要です。
木材使用量	木質ボードであって国産材使用量が不明な場合は、木材使用量をもとに国産材使用量を推定するため(16)～(19)で作業します。ただし、算定対象は国内で製造された製品に限ります。数量 1 当たりの値を入力してください。入力した行は、(12)～(15)の作業は不要です。		
	(16)材積	要	部材・製品の木材使用量を材積（気乾状態）で把握している場合に、m ³ 単位で入力します。この場合(18)の入力は不要です。
	(17)木材の密度	不要	気乾状態の材積に対する全乾状態の質量の比。(10)の情報をもとに表 13 係数表 2-1-1 品目の区分ごとの木材の密度及び炭素含有率、表 14 係数表 2-1-2 製材区分における樹種の区分ごとの木材の密度から 1 つの値が自動表示されます。
	(18)重量	要	部材・製品の木材使用量を重量（全乾状態）で把握している場合に、kg 単位で入力します。この場合(16)の入力は不要です。
	(19)国産材率	不要	木材の材積又は重量から国産材の材積又は重量を推定する際に使用する値。(10)の情報をもとに係数表 2-2 から 1 つの値が自動表示されます。
(20)国産材使用量小計 (m ³)	不要	(9)×(12)又は(9)×(16)×(19)の値が自動表示されます。	
(21)国産材使用量小計 (kg)	不要	(9)×(15)又は(9)×(18)×(19)の値が自動表示されます。	
(22)木材の炭素含有率	不要	木材の全乾状態の質量における炭素含有率。(10)の情報をもとに表 13 係数表 2-1-1 品目の区分ごとの木材の密度及び炭素含有率から 1 つの値が自動表示されます。	
(23)炭素蓄積の量	不要	(20)×(22)又は(21)×(22)により t-C 単位で自動計算されます。	
(24)伝達情報等の件名等	要	部品・製品の伝達情報等（CW 法伝達情報又は合法性証明書）の件名を記入します。部品・製品が複数個あり、伝達情報等が複数ある場合、それらを全て記入します。（記入例：納品書 など） 伝達情報等の詳細は、「2.2.2.算定対象範囲(4)合法性が確認された木材」をご参照ください。	

		<p>なお、リサイクル材の場合は、本欄に「リサイクル材」と記入してください。</p> <p>(※本欄及び(24)の欄の趣旨は、伝達情報等の写しは、全部又は一部を提出する必要があるところ、一部を提出した場合、事業所管省庁が報告内容の確認の際に追加で求めがあれば、残りの全部又は一部の伝達情報等の写しを提出する必要があるため、報告事業者が各部品・製品ごとに伝達情報等を整理できるよう設けたものです。)</p>
(25)日付	要	<p>部品・製品の伝達情報等（CW 法伝達情報又は合法性証明書）の日付を記入します。部品・製品が複数個あり、伝達情報等が複数ある場合、それらの日付を全て記入します。</p> <p>伝達情報等の詳細は、「2.2.2.算定対象範囲(4)合法性が確認された木材」をご参照ください。</p> <p>なお、リサイクル材の場合は、本欄に記入は不要です。</p>
(26)備考	不要	<p>事業者において自由に記入できる備考欄ですので、情報整理用にご活用ください。</p>

<シート 2-1（使用した木材（総括表））>

【シート】

名称	国産材使用量(m ³)				国産材使用量(kg)				炭素蓄積 の量(t-C)	備考
	建築物その他の工作物		家具その 他の物品	合計	建築物その他の工作物		家具その 他の物品	合計		
	構造材	非構造材			構造材	非構造材				
合計	(A)	(B)	(C)		(D)	(E)	(F)	(G)		

【作業の概要】

自動出力シートにより、シート 2-1-2 で作成した各個票について、(1)、(5)～(7)の情報がシート 2-1 の総括表の各行に転記されます。

自動計算された結果(A)～(G)は、自動出力シートにより、出力結果シートに自動転記します。

<シート 2-2-2（廃棄又は滅失した木材（個票））>

【シート】

ア 過年度に炭素蓄積の量を報告している場合

名称 (27)		
減少した国産材使 用量(m ³) (28)	建築物その他の工作物	
	家具その他の物品	
減少した国産材使 用量(kg) (29)	建築物その他の工作物	
	家具その他の物品	
減少した炭素蓄積の量の小計(t-C) (30)		

(1) 過年度に炭素蓄積の量を報告していない場合であって、新築等した建築物その他の工作物を報告するにあたり、その土地に従前から自ら所有する建築物その他の工作物の解体等により減少した炭素蓄積の量を報告する場合

ア) 国産材使用量が不明な場合

名称 (31)	
所在地 (32)	
建築年度 (33)	
住宅/非住宅の別 (34)	
構造の区分 (35)	
延床面積(m ²) (36)	
単位床面積当たりの減少した炭素蓄積の量(t-C) (37)	
減少した炭素蓄積の量の小計(t-C) (38)	

イ) 国産材使用量が既知の場合

名称 (39)	
所在地 (40)	
減少した炭素蓄積の量の小計(t-C) (41)	

通し 番号	部品、製 品名等 (42)	数量 (43)	区分(製材・ 合板・木質 ボード) (44)	国産材使用量(数量1当たり)				国産材 使用量 小(m ³) (49)	国産材 使用量 小(kg) (50)	木材の炭 素含有率 (51)	炭素蓄 積の量 (t-C) (52)	備考 (53)
				材積 (m ³) (45)	樹種 (46)	木材の密 度(t/m ³) (47)	重量 (kg) (48)					
1												
2												
3												
4												
5												

【作業の概要】

算定対象年度に、自ら所有する建築物等において廃棄又は滅失した木材を報告する場合に作成します。

報告する建築物等が複数ある場合、ファイルをコピーして複数作成します。これは台帳においては、建築物等の単位で管理しているためであり、この単位で個票を作成し炭素蓄積の量を算定します。(例：木造建築物 2 件、ウッドデッキ 1 件、木製椅子 10 脚を報告する場合、木造建築物で 2 つ、ウッドデッキで 1 つ、木製椅子で 1 つの計 4 つの個票を作成します。)

シート 2-2-2 には次の下線部のとおり 3 種類の表があり、1 つの個票につき、3 種類の表のいずれか 1 つの表のみに入力します。緑色のセルはプルダウンで選択し、赤色のセルは入力します。

- ・ ア 過年度に炭素蓄積の量を報告している場合
- ・ イ 過年度に炭素蓄積の量を報告していない場合であって、新築等した建築物その他の工作物を報告するにあたり、その土地に従前から自ら所有する建築物その他の工作物の解体等により減少した炭素蓄積の量を報告する場合
 - ・ (ア) 国産材使用量が不明な場合
 - ・ (イ) 国産材使用量が既知の場合

シート 2-2-2 の個票が全て作成できたら、自動出力シートにより、シート 2-2 の総括表に自動転記します。

【シートの項目と入力内容】

表 18 2-2-2 シートの項目と入力内容

項目	入力要否	補足
ア 過年度に炭素蓄積の量を報告している場合		
(27)名称	要	過年度に報告して台帳に明記している建築物等の名称を入力します。(入力例:建築物を報告する場合…○○ビル、机を報告する場合…○○会議室の机)
(28)減少した国	要	過年度に報告して台帳に明記している国産材使用量

産材使用量 (m ³)		(m ³) を入力します。
(29)減少した国産材使用量 (kg)	要	過年度に報告して台帳に明記している国産材使用量 (kg) を入力します。
(30)減少した炭素蓄積の量の小計	要	過年度に報告して台帳に明記している減少した炭素蓄積の量の小計を t-C 単位で入力します。
イ 過年度に炭素蓄積の量を報告していない場合であって、新築等した建築物その他の工作物を報告するにあたり、その土地に従前から自ら所有する建築物その他の工作物の解体等により減少した炭素蓄積の量を報告する場合		
(ア) 国産材使用量が不明な場合		
(31)名称	要	従前建てられていた建築物その他の工作物の名称を入力します。(入力例：〇〇ビル)
(32)所在地	要	所在地の都道府県名と市町村名を記入します。
(33)建築年度	要	解体等をする建築物その他の工作物の完成(竣工)年度をプルダウンで選択します。1980年度以前の場合は「～1980」、選択肢にある最新年度よりも後年度の場合は選択肢にある最新年度を選択します。
(34)住宅/非住宅の別	要	住宅/非住宅のいずれかをプルダウンで選択します。
(35)構造の区分	要	構造の区分について、木造/SRC造(鉄骨鉄筋コンクリート造)/RC造(鉄筋コンクリート)/S造(鉄骨造)/その他のいずれに該当するかプルダウンで選択します。
(36)延床面積	要	延床面積を m ² 単位で入力します。
(37)単位床面積当たりの炭素蓄積の減少量	不要	建替え等による建築物その他の工作物に使用した木材の減少した炭素蓄積の量の算定に使用する係数。(33)～(35)の情報をもとに係数表 2-3 から 1 つの値が自動表示されます。
(38)減少した炭素蓄積の量の小計	不要	(36)×(37)により自動計算されます。
(イ) 国産材使用量が既知の場合		
(39)名称	要	従前建てられていた建築物その他の工作物の名称を入力します。(入力例：〇〇ビル)
(40)所在地	要	所在地の都道府県名と市町村名を記入します。
(41)減少した炭素蓄積の量の小計	不要	(52)の値の合計が自動計算されます。

計			
(42)部品、製品名等	要		算定する部品名・製品名等を入力します。
(43)数量	要		部品・製品等の数量を記入します。同じ部品・製品等が複数ある場合は、その数量を入力することが可能です。ただし(45)又は(48)の使用量は数量1当たりで入力します。また、部品・製品等が1つの場合は1と入力します。
(44)区分 (製材・合板・木質ボード)	要		製材区分、合板区分、木質ボード (パーティクルボード、硬質繊維板、中質繊維板、軟質繊維板) のいずれに該当するか、プルダウンから選択します。 <ul style="list-style-type: none"> ・製材区分：製材、集成材、CLT 等 ・合板区分：合板、LVL ・木質ボード (パーティクルボード) ・木質ボード (硬質繊維板) ・木質ボード (中質繊維板) ・木質ボード (軟質繊維板)
国産材使用量	(45)材積	要	部材・製品の国産材使用量を材積 (気乾状態) で把握している場合に、 m^3 単位で入力します。この場合(47)の入力は不要です。
	(46)樹種	要	製材区分であって(45)材積に入力した場合にプルダウンから選択します。製材区分であって(48)重量に入力した場合又は合板区分、木質ボードの場合は選択不要です。
	(47)木材の密度	不要	気乾状態の材積に対する全乾状態の質量の比。(44)、(46)の情報をもとに表 13 係数表 2-1-1 品目の区分ごとの木材の密度及び炭素含有率、表 14 係数表 2-1-2 製材区分における樹種の区分ごとの木材の密度から 1 つの値が自動表示されます。
	(48)重量	要	部材・製品の国産材使用量を重量 (全乾状態) で把握している場合に、 kg 単位で入力します。この場合(45)の入力は不要です。
(49)国産材使用量小計 (m^3)	不要		(43)×(45)の値が自動表示されます。
(50)国産材使用量小計 (kg)	不要		(43)×(48)の値が自動表示されます。
(51)木材の炭素含有率	不要		木材の全乾状態の質量における炭素含有率。(44)の情報をもとに表 13 係数表 2-1-1 品目の区分ごとの木材の

		密度及び炭素含有率から1つの値が自動表示されます。
(52)炭素蓄積の量	不要	(49)×(51)又は(50)×(51)により t-C 単位で自動計算されます。
(53)備考	要	事業者において自由に記入できる備考欄ですので、情報整理用にご活用ください。

<シート 2-2 (廃棄又は滅失した木材 (総括表)) >

【シート】

名称	過年度に報告した国産材使用量(m ³)			過年度に報告した国産材使用量(kg)			炭素蓄積の量(t-C)	備考
	建築物その他の工作物	家具その他の物品	合計	建築物その他の工作物	家具その他の物品	合計		
合計	㊸	㊹		㊺	㊻		㊼	

【作業の概要】

自動出力シートにより、シート 2-2-2 で作成した各個票について、

ア 過年度に炭素蓄積の量を報告している場合の表に入力した場合は、(27)～(30)の情報が、シート 2-2 の総括表の各行に転記されます。

イ 過年度に炭素蓄積の量を報告していない場合であって、新築等した建築物その他の工作物を報告するにあたり、その土地に従前から自ら所有する建築物その他の工作物の解体等により減少した炭素蓄積の量を報告する場合の表に入力した場合は、(31)、(38)又は(39)、(41)の情報がシート 2-2 の総括表の各行に転記されます。(※イについては、シート 2-2 総括表における国産材使用量は空欄となります。)

シート 2-2 総括表で自動計算された結果㊸～㊼は、自動出力シートにより、出力結果シートに自動転記されます。

<シート 2-3 (木材の譲渡) >

○シート 2-3-1 過年度に炭素蓄積の量を報告した木材のうち算定対象年度に譲渡したものの

【シート】

名称 (54)	所在地 (55)	建築物その他の工作物/家具その他の物品の別 (56)	国産材使用量(m ³) (57)	国産材使用量(kg) (58)	減少した炭素蓄積の量(t-C) (59)	備考 (60)
合計					㊽	

【作業の概要】

過年度に特定事業所排出者が報告した木材を、算定対象年度に他者に譲渡した場合に本シートに入力します。

シート 2-3-1 の(56)はプルダウンから選択し、(54)、(55)、(57)～(59)に入力します。

自動計算された結果㊾は、自動出力シートにより、出力結果シートに自動転記されます。

【シートの項目と入力内容】

表 19 2-3-1 シートの項目と入力内容

項目	入力要否	補足
(54)名称	要	過年度に報告して台帳に明記している建築物等の名称を入力します。
(55)所在地	要	譲渡した建築物等の所在地の都道府県名と市町村名を入力します。
(56)建築物その他の工作物/家具その他の物品	要	建築物その他の工作物/家具その他の物品のどちらに該当するかプルダウンから選択します。
(57)国産材使用量 (m ³)	要	過年度に報告して台帳に明記している国産材使用量(m ³)を入力します。この場合、(58)の入力は不要です。
(58)国産材使用量 (kg)	要	過年度に報告して台帳に明記している国産材使用量(kg)を入力します。この場合、(57)の入力は不要です。
(59)減少した炭素蓄積の量	要	過年度に報告して台帳に明記している、減少した炭素蓄積の量を t-C 単位で入力します。
(60)備考	不要	事業者において自由に記入できる備考欄ですので、林小班情報の入力など、情報整理用にご活用ください。

○シート 2-3-2 過年度に他の特定事業所排出者が炭素蓄積の量を報告した木材のうち算定対象年度に譲渡されたもの

【シート】

名称 (61)	所在地 (62)	建築物その他の工作物/家具その他の物品の別 (63)	国産材使用量(m ³) (64)	国産材使用量(kg) (65)	増加した炭素蓄積の量(t-C) (66)	備考 (67)
合計					㊾	

【作業の概要】

過年度に他の特定事業所排出者が報告した木材について、算定対象年度に譲渡された場合に本シートに入力します。

シート 2-3-2 の(63)はプルダウンから選択し、(61)、(62)、(64)～(66)に入力します。

自動計算された結果㊸は、自動出力シートにより、出力結果シートに自動転記します。

【シートの項目と入力内容】

表 20 シート 2-3-2 の項目と入力内容

項目	入力要否	補足
(61)名称	要	譲渡された建築物等の名称を入力します。
(62)所在地	要	譲渡された建築物等の所在地の都道府県名と市町村名を入力します。
(63)建築物その他の工作物/家具その他の物品	要	建築物その他の工作物/家具その他の物品のどちらに該当するかプルダウンから選択します。
(64)国産材使用量 (m ³)	要	譲渡された国産材使用量 (m ³) を入力します。この場合、(65)の入力は不要です。
(65)国産材使用量 (kg)	要	譲渡された国産材使用量 (kg) を入力します。この場合、(64)の入力は不要です。
(66)増加した炭素蓄積の量	要	譲渡された炭素蓄積の量を t-C 単位で入力します。
(67)備考	不要	事業者において自由に記入できる備考欄ですので、林小班情報の入力など、情報整理用にご活用ください。

<シート 2-4 (過年度に報告した使用中の木材 (台帳)) >

【シート】

建築物その他の工作物	件数(件)	㊸
	炭素蓄積の量(t-C)	㊹
家具その他の物品	件数(件)	㊺
	炭素蓄積の量(t-C)	㊻

通し番号	取得年度 (68)	名称 (69)	建築物その他の工作物/ 家具その他の物品の別 (70)	国産材使用量 (m ³) (71)	国産材使用量 (kg) (72)	炭素蓄積の量 (t-C) (73)	備考 (74)
1							
2							
3							
4							
5							

【作業の概要】

過年度（算定対象年度の前年度まで）に報告した木材であって使用中の木材は、算定シート 2-4（過年度に報告した使用中の木材（台帳））に記載します。算定対象年度の前々年度までに報告した木材は前年度に作成した算定シート 2-4 からコピーし、算定対象年度の前年度に報告した木材は前年度の算定シートをもとに追加で記載します。

一方で、算定対象年度までに廃棄又は滅失した木材を報告した建築物等は、算定シート 2-4 から削除します。なお、例えば一行で椅子 10 脚を搭載し、そのうち 6 脚のみを廃棄した場合は、行削除するのではなく、6 脚分の炭素蓄積の量を減じる対応を行います。

【シートの項目と入力内容】

表 21 シート 2-4 の項目と入力内容

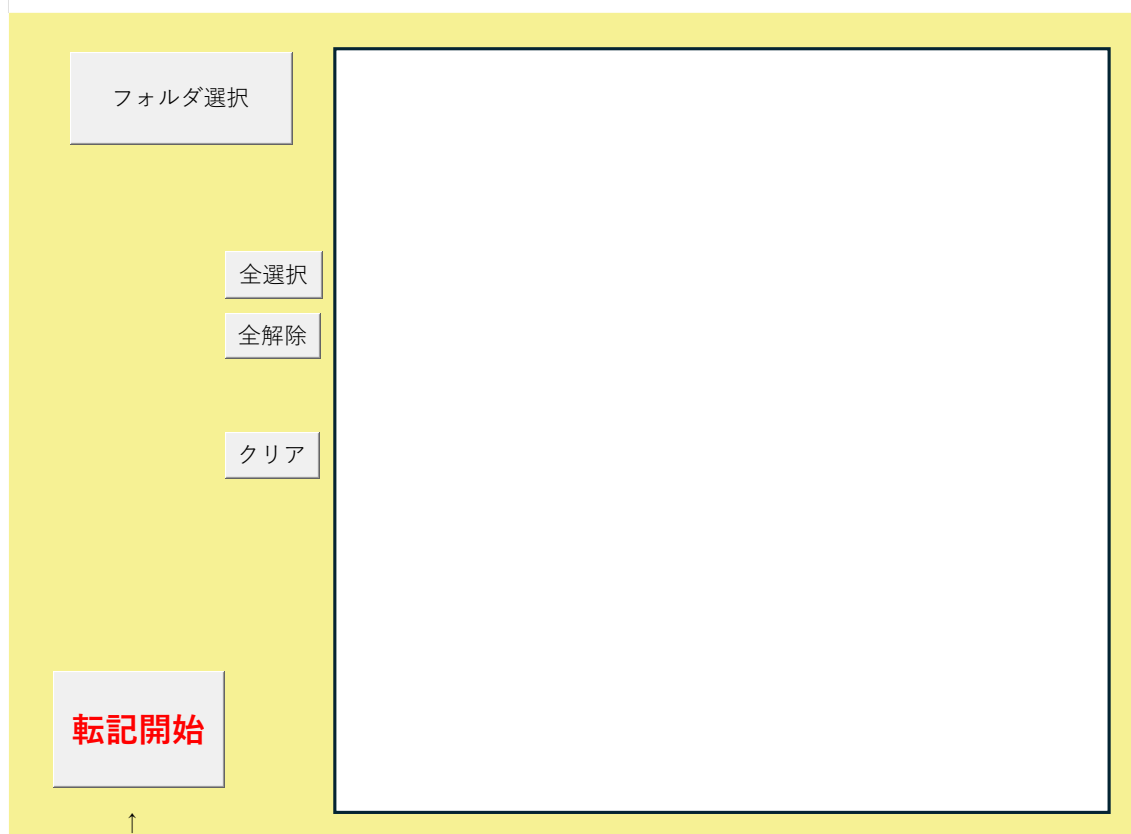
項目	入力要否	補足
(68)取得年度	要	使用した木材として報告したときの算定対象年度を西暦で入力します。（例：2026 年度実績の 2027 年度報告を行った木材の場合、算定対象年度は 2026 年度であるため、2026 と記入します。）
(69)名称	要	使用した木材として報告したときの名称を入力します。
(70)建築物その他の工作物/家具その他の物品 その他の物品	要	建築物その他の工作物/家具その他の物品のどちらに該当するかプルダウンから選択します。
(71)国産材使用量 (m ³)	要	使用した木材として報告した際の国産材使用量 (m ³) の合計量（シート 2-1 総括表に出力された値）を入力します。この場合、(72)の入力は不要です。
(72)国産材使用量 (kg)	要	使用した木材として報告した際の国産材使用量 (kg) の合計量（シート 2-1 総括表に出力された値）を入力します。この場合、(71)の入力は不要です。
(73)炭素蓄積の量	要	使用した木材として報告した際の、増加した炭素蓄積の量を t-C 単位で入力します。
(74)備考	不要	事業者において自由に記入できる備考欄ですので、情報整理用にご活用ください。

<自動出力シート>

【シート】

○自動出力シート

- ① 「フォルダ選択」 ボタンをクリックし、シート2-1-2、2-2-2（個票）が入ったフォルダを選択
- ② ファイルリストの中から必要なファイルを選択
- ③ 「転記開始」 ボタンをクリック



↑
出力結果シートとシート2-1、2-2（総括表）に転記

【作業の概要】

シート 2-1-2、2-2-2、2-3、2-4 に入力し、算定したシート 2-1-2、2-2-2 は全て 1 つのフォルダに格納します。自動出力シートにおいて、

- ① 「フォルダ選択」 ボタンをクリックし、シート 2-1-2、2-2-2 が入ったフォルダを選択します。
- ② 「全選択」 ボタンをクリックし、ファイルを選択します。なお、ファイルリストにおけるファイルの並び順で転記されますので、転記順を変えたい場合はファイル名を予め修正してください。
- ③ 「転記開始」 ボタンを押します。シート 2-1-2、2-2-2 の個票がそれぞれシート 2-1、2-2 の総括表に転記されるとともに、出力結果シートに全体の結果が出力されます。

【出力結果シート】

○シート

第5表の9 森林等炭素蓄積変化量

種別	種別ごとの森林等炭素蓄積変化量	
① 森林		t-co2
② 木材		t-co2
③ 合計		t-co2

第5表の10 森林等炭素蓄積変化量に関する情報

種別	情報				
木材	使用した木材	建築物その他の工作物又は家具その他の物品の種別		手入力	
		対象木材使用量	建築物その他の工作物(構造材)	㉔	m ³
				㉕	kg
			建築物その他の工作物(非構造材)	㉖	m ³
				㉗	kg
			家具その他の物品	㉘	m ³
				㉙	kg
		代表的な樹種			手入力
		合法性を確認できる伝達情報等の主な件名			手入力
		増加した炭素蓄積の量		㉚	t-C
	廃棄又は滅失した木材	建築物その他の工作物又は家具その他の物品の種別		手入力	
		対象木材使用量	建築物その他の工作物	㉛	m ³
				㉜	kg
			家具その他の物品	㉝	m ³
				㉞	kg
		減少した炭素蓄積の量		㉟	t-C
		被害を受けたとして廃棄又は滅失した木材から除外すると判断した木材	被害を受けたとして廃棄又は滅失した木材から除外すると判断した対象木材使用量		m ³ 手入力
			被害を受けたとして廃棄又は滅失した木材から除外すると判断した木材がある場合、その被害の内容		kg 手入力
		過年度に報告した木材のうち譲渡した木材	建築物その他の工作物又は家具その他の物品の種別		手入力
			減少した炭素蓄積の量		㊱ t-C
過年度に報告された木材のうち譲渡された木材	建築物その他の工作物又は家具その他の物品の種別		手入力		
	増加した炭素蓄積の量		㊲ t-C		
過年度に報告した木材のうち使用中の木材	建築物その他の工作物	件数	㊳ 件		
		炭素蓄積の量	㊴ t-C		
	家具その他の物品	件数	㊵ 件		
		炭素蓄積の量	㊶ t-C		

【作業の概要】

自動出力シートにより、出力結果シートに結果が出力されます。算定結果の報告にあつ

では、出力された結果を、温室効果ガス算定排出量等の報告書（様式第1）の「第5表の9 森林等炭素蓄積変化量」及び「第5表の10 森林等炭素蓄積変化量に関する情報」に転記します。ただし、出力結果シートに出力されず空欄の箇所は、事業者において様式第1に別途記入する必要があります。様式第1の詳細は、「3.森林等炭素蓄積変化量の報告方法」をご参照ください。

2.2.6. 算定の例

<設定>

特定事業所排出者であるA社は、本制度で、2030年度実績における2031年度の算定・報告を行うこととしました。

A社は2028年度に鉄骨造のオフィス（国産材使用量は不明）を解体し、2030年度に木造オフィスが完成しました。A社は施工業者から木造オフィスに関し、スギ（国産材）の柱材30本について、合法性を確認できる伝達情報（納品書）と、使用した木材の材積情報（0.1 m³の柱材が30本との情報）を入手したので報告することとしました。ただし、2028年度の解体建築物は本制度でまだ報告していない状況です。

<算定シートへの入力>

これらをもとに、算定シートに入力すると次のとおりです（赤字はA社が入力又は選択した箇所）。

○算定シート 2-1-2（使用した木材（個票））

<建築物その他の工作物又は家具その他の物品の概要記入欄>

名称		A社オフィス	
所在地		東京都新宿区	
建築物その他の工作物/家具その他の物品の別		建築物その他の工作物	
算定する部材等の範囲		柱材	
国産材使用量 (m ³)	建築物その他の工作物（構造材）	3.0	(m ³)
	建築物その他の工作物（非構造材）	0.0	(m ³)
	家具その他の物品	-	
	合計	3.0	(m³)
国産材使用量 (kg)	建築物その他の工作物（構造材）	0.0	(kg)
	建築物その他の工作物（非構造材）	0.0	(kg)
	家具その他の物品	-	
	合計	0.0	(kg)
炭素蓄積の量小計(t-C)		0.5	(t-C)

<各部材等情報の入力欄>

通し番号	部品、製品名等	数量	区分(製材・合板・木質ボード)	構造材/非構造材の別(建築物その他の工作物の場合)	国産材使用量(数量1当たり)			
					材積(m ³)	樹種	木材の密度(t/m ³)	重量(kg)
1	柱材	30	製材(製材・集成材・CLT等)	構造材	0.1	スギ	0.33	

木材使用量（木質ボード区分であって、国産材使用量が不明な場合）（数量1当たり）				国産材使用量小計(m ³)	国産材使用量小計(kg)	木材の炭素含有率	炭素蓄積の量(t-C)	合法性を確認できる伝達情報等		備考
(m ³)	木材の密度(t/m ³)	重量(kg)	国産材率(%)					伝達情報等の件名等	日付	
-	-	-	-	3	-	0.5	0.50	納品書	2030/4/10	

○算定シート 2-2-2（廃棄又は滅失した木材（個票））

（１）過年度に炭素蓄積の量を報告している場合
該当なし

（２）過年度に炭素蓄積の量を報告していない場合であって、新築建築物その他の工作物を報告するにあたり、その土地に従前建てられていた建築物その他の工作物の解体により減少した炭素蓄積の量を報告する場合

ア) 国産材使用量が不明な場合

名称	A社旧オフィス
所在地	東京都新宿区
建築年度	1986
住宅/非住宅の別	非住宅
構造の区分	S造
延床面積(m ²)	200
単位床面積当たりの減少した炭素蓄積の量(t-C)	0.000958817
減少した炭素蓄積の量の小計(t-C)	0.19

（補足）

A社は、2030年度に完成した木造のオフィスを報告するには、2028年度に解体した鉄骨造のオフィスを報告する必要があります。

○算定シート 2-3（木材の譲渡）

該当なし

○算定シート 2-4（過年度に報告した使用中の木材（台帳））

※2030年度実績の2031年度の算定・報告時の作成は不要。2031年度実績の2032年度の算定・報告時に下表のとおり作成。

通し番号	取得年度	名称	建築物その他の工作物/家具その他の物品の別	国産材使用量(m ³)	国産材使用量(kg)	炭素蓄積の量(t-C)	備考
1	2030	A社オフィス	建築物その他の工作物	3		0.5	

3. 森林等炭素蓄積変化量の報告方法

3.1.1. 報告様式

森林等炭素蓄積変化量は、調整後排出量の算定に用いることができます。報告する際は、温室効果ガス算定排出量等の報告書（様式第1）の「第5表の9 森林等炭素蓄積変化量」及び「第5表の10 森林等炭素蓄積変化量に関する情報」に記載し報告してください。

<第5表の9 森林等炭素蓄積変化量>

種 別	種別ごとの森林等炭素蓄積変化量
① 森林	t-CO ₂
② 木材	t-CO ₂
③ 合計	t-CO ₂

【作業の概要】

本表の各欄には、次に掲げるそれぞれの二酸化炭素の合計量（単位：t-CO₂）を記載します。増加量は正の整数値（小数点以下切り捨て）、減少量は負の整数値（絶対値部分の小数点以下切り上げ）で記載します。

- ① 国内における森林の整備及び保全並びに森林以外の土地の森林への用途の変更又は森林の森林以外の土地への用途の変更に伴い変化した炭素蓄積の量に相当する二酸化炭素の合計量を記載します。下記第5表の10のうち森林の表について、(G+L+N+P+R)×44/12により算定します。L、Pは必ず負の数となります。
- ② 国内における建築物その他の工作物及び家具その他の物品における木材の使用、廃棄又は滅失に伴い変化した炭素蓄積の量に相当する二酸化炭素の合計量を記載します。下記第5表の10のうち木材の表について、(G+L+M+N)×44/12により算定します。L、Mは必ず負の数となります。
- ③ ①と②の量の合計量を記載します。

【添付書類】

森林を報告する場合、計画の対象となる森林について、森林経営計画、増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画を添付します。

木材を報告する場合、合法性の確認又は証明を要する木材にあつては、合法性を確認又は証明できる伝達情報等の全部又は一部を添付します。ただし、当該情報等の一部を添付する場合において、事業所管省庁から求めがあった場合は残りの全部又は一部を提出する必要があります。

<第5表の10 森林等炭素蓄積変化量に関する情報>

○森林

種別	情報				
森林	森林の概況	所有森林の面積（合計） 1		ha	
		所有森林のうち、算定するに当たって森林の一部を選定した場合、その面積…① 2		ha	
		所有森林のうち、算定するに当たって森林の一部を選定した場合、その選定の考え方 3			
		算定するに当たって選定した森林のうち、クレジット制度においてプロジェクト登録している森林の面積…② 4		ha	
		算定するに当たって選定した森林のうち、被害を受けたとして算定から除外すると判断した森林の面積…③ 5		ha	
		被害を受けたとして算定から除外すると判断した森林がある場合、その被害の内容 6			
		所有森林のうち、他の特定排出者が代わりに管理しており、かつ、当該他の特定排出者が算定する森林の面積…④ 7		ha	
		所有森林のうち、他の特定排出者が代わりに管理しており、かつ、当該他の特定排出者が算定する森林について、その特定排出者名 8			
		所有者（特定排出者に限る。）に代わり管理している森林のうち、自ら算定する森林の面積…⑤ 9		ha	
		所有者（特定排出者に限る。）に代わり管理している森林のうち、自ら算定する森林について、その所有者名 10			
		算定する森林の面積（①－②－③－④＋⑤） 11		ha	
		算定する森林の所在する都道府県 12			
	計画の対象となる森林	森林経営計画、増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画の別 13			
		対象面積 14 (A)		ha	
		代表的な樹種 15			
		主伐面積 16 (B)		ha	
		主伐材積 17 (C)		m ³	
		森林の蓄積 18 (D、E)	期首		m ³
			期末		m ³
		変化した森林の蓄積の量 19 (F)		m ³	
		森林の蓄積の算定に使用したデータの別 20			
変化した炭素蓄積の量 21 (G)		t-C			

計画の対象となる森林を除いた森林	対象面積	22 (H)	ha
	主伐面積	23 (I)	ha
	主伐材積	24 (J)	m ³
	減少した森林の蓄積の量	25 (K)	m ³
	減少した炭素蓄積の量	26 (L)	t-C
森林以外の土地の森林への用途の変更又は森林の森林以外の土地への用途の変更	用途の変更内容	27	
	用途の変更年度	28	
	用途を変更した面積	29 (M)	ha
	変化した炭素蓄積の量 (土地)	30 (N)	t-C
過年度に報告した森林のうち譲渡した森林	対象面積	31 (O)	ha
	減少した炭素蓄積の量	32 (P)	t-C
過年度に報告された森林のうち譲渡された森林	対象面積	33 (Q)	ha
	増加した炭素蓄積の量	34 (R)	t-C

【作業の概要】

算定シートを用いた場合、算定シートの出力結果では、A～Rの値が出力されるので、それを第5表の10のA～Rに対応するように転記します。

それ以外の欄の記載要領は、以下のシートの項目のとおりです。

【様式の項目と記載内容】

	項目	補足
森林の概況	算定範囲となる森林を主に面積により報告します。	
	1 所有森林の面積 (合計)	事業者が所有する森林の全面積を記載します。
	2 所有森林のうち、算定するに当たって森林の一部を選定した場合、その面積… ①	所有する森林の全部を報告対象とする場合は1と同じ面積を記入します。一方、算定するに当たって森林の一部を選定した場合は、その面積を記載します。
	3 所有森林のうち、算定するに当たって森林の一部を選定した場合、その選定の	算定するに当たって森林の一部を選定した場合は、次に掲げる事項のいずれかを満たしていることを記載します。 (1)市町村単位で、当該市町村の区域内の所有森林を全て

考え方	<p>選定していること（※選定した市町村名も合わせて記入してください）</p> <p>(2)除外した森林で主伐は予定されておらず、主伐が予定されている森林は全て選定していること</p>
④算定するに当たって選定した森林のうち、クレジット制度においてプロジェクト登録している森林の面積…②	算定するに当たって選定した森林のうち、クレジット制度においてプロジェクト登録している森林の面積を記載します。
⑤算定するに当たって選定した森林のうち、被害を受けたとして算定から除外すると判断した森林の面積…③	算定するに当たって選定した森林のうち、自然災害その他やむを得ない事由により被害を受けた森林であって、算定から除外すると判断した森林の面積を記載します。被害森林の除外可能な理由の例は、「2.1.2.算定範囲」で示しています。
⑥被害を受けたとして算定から除外すると判断した森林がある場合、その被害の内容	被害を受けたとして算定から除外すると判断した森林がある場合、その被害の内容を記載します。
⑦所有森林のうち、他の特定排出者が代わりに管理しており、かつ、当該他の特定排出者が算定する森林の面積…④	所有森林のうち、他の特定事業所排出者が代わりに管理しており、かつ、当該他の特定事業所排出者が本制度で算定・報告する森林は、二重での算定・報告とにならないよう除外しなければならず、その面積を記載します。
⑧所有森林のうち、他の特定排出者が代わりに管理しており、かつ、当該他の特定排出者が算定する森林について、その特定排出者名	所有森林のうち、他の特定事業所排出者が代わりに管理しており、かつ、当該他の特定事業所排出者が本制度で算定・報告する森林について、当該他の特定事業所排出者名を記載します。
⑨所有者（特定排出者に限る。）に代わり	所有者（特定事業所排出者に限る。）に代わり管理している森林のうち、自ら算定する森林の面積を記載します。

	管理している森林のうち、自ら算定する森林の面積…⑤	算定できる条件は「2.1.1 報告対象者」で示しています。
	10 所有者（特定排出者に限る。）に代わり管理している森林のうち、自ら算定する森林について、その所有者名	所有者（特定事業所排出者に限る。）に代わり管理している森林のうち、自ら算定する森林について、当該特定事業所排出者名を記載します。
	11 算定する森林の面積（①－②－③－④＋⑤）	算定する森林の面積（①－②－③－④＋⑤により計算）を記載します。
	12 算定する森林の所在する都道府県	算定する森林 11 について、所在する都道府県を全て記載します。なお、例えば四国の全都道府県に所在する場合、「四国四県」というように包括的に記載することは可能です。
計画の対象となる森林	算定範囲のうち、森林経営計画、増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画の対象となる森林の情報を記載します。	
	13 森林経営計画、増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画の別	森林経営計画、増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画のいずれに該当するかを記載します。2以上の計画が該当する場合、それらを全て記載します。
	14 (A) 対象面積	算定範囲のうち、計画の対象となる森林の面積を記載します。
	15 代表的な樹種	代表的な樹種として、変化した森林の蓄積の量が最も大きい樹種を記載します。
	16 (B) 主伐面積	対象となる森林において主伐をした面積を記載します。
	17 (C) 主伐材積	対象となる森林において主伐をした材積を記載します。
	18 (D、E) 森林の蓄積	期首と期末の森林の蓄積をそれぞれ記載します。
	19 (F) 変化した森林の蓄積の量	変化した森林の蓄積の量（森林の蓄積（期末）－森林の蓄積（期首））の合計を記載します。
20 森林の蓄積の算定に使用したデータの別	森林の蓄積の算定に使用したデータとして、森林簿又は実測のいずれを使用したか記載します。森林簿を用いたエリアと実測を用いたエリアの両方がある場合はその旨記載します。	

	21 (㉔) 変化した炭素蓄積の量	変化した炭素蓄積の量を記載します。
計画の対象となる森林を除いた森林	算定範囲のうち、森林経営計画、増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画の対象外となる森林の情報を記載します。	
	22 (㉕) 対象面積	算定範囲のうち、計画の対象外となる森林の面積を記載します。
	23 (㉖) 主伐面積	主伐をした面積を記載します。
	24 (㉗) 主伐材積	主伐をした材積を記載します。
	25 (㉘) 減少した森林の蓄積の量	減少した森林の蓄積の量を記載します。
	26 (㉙) 減少した炭素蓄積の量	減少した炭素蓄積の量を記載します。
森林以外の土地の森林への用途の変更又は森林の森林以外の土地への用途の変更	算定範囲のうち、森林以外の土地の森林への用途の変更又は森林の森林以外の土地への用途の変更が行われた土地について、算定する者が記載します。	
	27 用途の変更内容	用途の変更内容を、表 4 係数表 1-2-1 森林以外の土地から森林への用途変更に係る 1ha 当たりの土地の 20 年間の炭素蓄積の変化量に係る係数(t-C/ha)、表 5 係数表 1-2-2 森林から森林以外の土地への用途変更に係る 1ha 当たりの土地の 20 年間の炭素蓄積の変化量に係る係数(t-C/ha)の「用途の変更内容」から選んで記載します。複数種類ある場合は、全て記載します。
	28 用途の変更年度	用途の変更が完了した年度を記載します。複数ある場合は、全て記載します。
	29 (㉚) 用途を変更した面積	用途を変更した面積の合計を記載します。
	30 (㉛) 変化した炭素蓄積の量 (土地)	変化した炭素蓄積の量 (土地) を記載します。
過年度に報告した森林のうち譲渡した森林	過年度に報告した森林のうち、算定対象年度に譲渡した森林について記載します。	
	31 (㉜) 対象面積	譲渡した森林の面積を記載します。
	32 (㉝) 減少した炭素蓄積の量	譲渡した森林の炭素蓄積の量を記載します。
過年度に報告	過年度に報告された森林のうち、算定対象年度に譲渡された森林について記載します。	

された森林のうち譲渡された森林	33 (Q) 対象面積	譲渡された森林の面積を記載します。
	34 (R) 増加した炭素蓄積の量	譲渡された森林の炭素蓄積の量を記載します。

○木材

種別	情報			
木材	使用した木材	建築物その他の工作物及び家具その他の物品の種別 1		
		対象木材使用量	建築物その他の工作物 (構造材) 2 (A、D)	m ³ kg
			建築物その他の工作物 (非構造材) 2 (B、E)	m ³ kg
			家具その他の物品 2 (C、F)	m ³ kg
		代表的な樹種 3		
		合法性を確認できる伝達情報等の主な件名 4		
		増加した炭素蓄積の量 5 (G)		t-C
	廃棄又は滅失した木材	建築物その他の工作物及び家具その他の物品の種別 6		
		対象木材使用量	建築物その他の工作物 7 (H、J)	m ³ kg
			家具その他の物品 7 (I、K)	m ³ kg
		減少した炭素蓄積の量 8 (L)		t-C
	被害を受けたとして廃棄又は滅失した木材から除外すると判断した木材	被害を受けたとして廃棄又は滅失した木材から除外すると判断した対象木材使用量 9		m ³ kg
		被害を受けたとして廃棄又は滅失した木材から除外すると判断した木材がある場合、その被害の内容 10		
	過年度に報告した木材のうち譲渡した木材	建築物その他の工作物及び家具その他の物品の種別 11		
減少した炭素蓄積の量 12 (M)		t-C		
過年度に報告された木材のうち譲渡された木材	建築物その他の工作物及び家具その他の物品の種別 13			
	増加した炭素蓄積の量 14 (N)		t-C	

	過年度に報告した木材のうち使用中の木材	建築物その他の工作物	件数 15 (㉟)	件
			炭素蓄積の量 15 (㉞)	t-C
	家具その他の物品	件数 16 (㊱)	件	
		炭素蓄積の量 16 (㊲)	t-C	

【作業の概要】

算定シートを用いた場合、算定シートの出力結果では、㉟～㊲の値が出力されますので、それを第5表の10の㉟～㊲に対応するように転記します。

それ以外の欄の記載要領は、以下のシートの項目のとおりです。

【様式の項目と記載内容】

	項目	補足
使用した木材	算定対象年度に、新築、増改築又は取得した建築物等に使用した木材を報告する場合に記載します。	
	1 建築物その他の工作物及び家具その他の物品の種別	報告する建築物その他の工作物及び家具その他の物品の種類を全て記入します。(記入例：ビル、住宅、机、ウッドデッキ)
	2 (㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵) 対象木材使用量	対象木材(国産材)の使用量を記載します。材積の場合はm ³ の欄に、重量の場合はkgの欄に単位に合うように記載します。
	3 代表的な樹種	対象木材使用量が最も多い樹種を記載します。算定対象に製材区分であって材積で把握したものを含まない場合は、記入不要です。
	4 合法性を確認できる伝達情報等の主な件名	合法性を確認できる伝達情報等の主な件名を記入します。(記載例：納品書 など)
	5 (㊶) 増加した炭素蓄積の量	対象木材の炭素蓄積の量を記載します。
廃棄又は滅失した木材	算定対象年度に、自ら所有する建築物等において廃棄又は滅失した木材を報告する場合に作成します。	
	6 建築物その他の工作物及び家具その他の物品の種別	報告する建築物その他の工作物及び家具その他の物品の種類を全て記入します。(記入例：ビル、住宅、机、ウッドデッキ)
	7 (㊷、㊸、㊹、㊺) 対象木材使用量	対象木材(国産材)の使用量を記載します。ただし、記載するのは本制度で過年度に炭素蓄積の量を報告している場合です。過年度に炭素蓄積の量を報告していない場合

		であって、新築等した建築物その他の工作物を報告するにあたり、その土地に従前から所有する建築物その他の工作物の解体等により減少した炭素蓄積の量を報告する場合は記載不要です。
	8 (㊸) 減少した炭素蓄積の量	対象木材の炭素蓄積の量を記載します。
被害を受けた として 廃棄又は 滅失した 木材から 除外する と判断した 木材	被害を受けたとして廃棄又は滅失した木材から除外すると判断した木材を記載します。	
	9 被害を受けたとして廃棄又は滅失した木材から除外すると判断した対象木材使用量	被害を受けたとして廃棄又は滅失した木材から除外すると判断した対象木材（国産材）使用量を記載します。
	10 被害を受けたとして廃棄又は滅失した木材から除外すると判断した木材がある場合、その被害の内容	被害を受けたとして廃棄又は滅失した木材から除外すると判断した木材がある場合、その被害の内容を記載します。
過年度に報告 した木材の うち譲渡 した木材	過年度に報告した木材のうち、算定対象年度に譲渡した木材について記載します。	
	11 建築物その他の工作物及び家具その他の物品の種別	報告する建築物その他の工作物及び家具その他の物品の種類を全て記載します。（記入例：ビル、住宅、机、ウッドデッキ）
	12 (㊹) 減少した炭素蓄積の量	炭素蓄積の量を記載します。
過年度に報告 された木材の うち譲渡 された木材	過年度に報告された木材のうち、算定対象年度に譲渡された木材について記載します。	
	13 建築物その他の工作物及び家具その他の物品の種別	報告する建築物その他の工作物及び家具その他の物品の種類を全て記載します。（記入例：ビル、住宅、机、ウッドデッキ）
	14 (㊺) 増加した炭素蓄積の量	炭素蓄積の量を記載します。
過年度に報告 した木	過年度に報告した木材のうち、使用中の木材として台帳で管理しているものを記載します。	
	15 (㊻、㊼) 建築物	建築物その他の工作物の件数及び炭素蓄積の量の合計を

材のうち使用 中の木材	その他の工作物	記入します。
	16 (㊤、㊦) 家具その他の物品	家具その他の物品の件数及び炭素蓄積の量の合計を記入します。

3.1.2. 記入の例

2.1.7 及び 2.2.6 の A 社の算定の例をもとに記入すると下表のとおりとなります。

<第 5 表の 9 森林等炭素蓄積変化量>

種 別	種別ごとの森林等炭素蓄積変化量
① 森林	29t-CO ₂
② 木材	1t-CO ₂
③ 合計	30t-CO ₂

(補足)

下記第 5 表の 10 をもとに、次のとおり計算。

① : $(12.61 - 4.13 - 0.16 - 0.33 + 0) \times 44 \div 12 = 29.2966 \dots \div 29$

② : $(0.50 - 0.19 + 0 + 0) \times 44 \div 12 = 1.1366 \dots \div 1$ (切り捨て)

<第 5 表の 10 森林等炭素蓄積変化量に関する情報>

種別	情報		
森林	森林の概況	所有森林の面積 (合計)	100ha
		所有森林のうち、算定するに当たって森林の一部を選定した場合、その面積…①	4.65ha
		所有森林のうち、算定するに当たって森林の一部を選定した場合、その選定の考え方	(1)X 県 Y 市を選定
		算定するに当たって選定した森林のうち、クレジット制度においてプロジェクト登録している森林の面積…②	0ha
		算定するに当たって選定した森林のうち、被害を受けたとして算定から除外すると判断した森林の面積…③	0ha
		被害を受けたとして算定から除外すると判断した森林がある場合、その被害の内容	-
		所有森林のうち、他の特定排出者が代わりに管理しており、かつ、当該他の特定排出者が算定する森林の面積…④	0ha

	所有森林のうち、他の特定排出者が代わりに管理しており、かつ、当該他の特定排出者が算定する森林について、その特定排出者名	-	
	所有者（特定排出者に限る。）に代わり管理している森林のうち、自ら算定する森林の面積…⑤	0ha	
	所有者（特定排出者に限る。）に代わり管理している森林のうち、自ら算定する森林について、その所有者名	-	
	算定する森林の面積（①－②－③－④＋⑤）	4.65ha	
	算定する森林の所在する都道府県	X 県	
計画の対象となる森林	森林経営計画、増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画の別	森林経営計画	
	対象面積	4.5ha	
	代表的な樹種	スギ	
	主伐面積	0ha	
	主伐材積	0 m ³	
	森林の蓄積	期首	1790 m ³
		期末	1835 m ³
	変化した森林の蓄積の量	45 m ³	
	森林の蓄積の算定に使用したデータの別	森林簿	
	変化した炭素蓄積の量	12.61t-C	
計画の対象となる森林を除いた森林	対象面積	0.05ha	
	主伐面積	0.05ha	
	主伐材積	17 m ³	
	減少した森林の蓄積の量	-17 m ³	
	減少した炭素蓄積の量	-4.13t-C	
森林以外の土地の森林への用途の変更又は森林の森林以外の土地への用途の変更	用途の変更内容	森林から開発地	
	用途の変更年度	2030	
	用途を変更した面積	0.05ha	
	変化した炭素蓄積の量（土地）	-0.16t-C	
過年度に報告した森林のうち譲渡した森林	対象面積	0.10ha	
	減少した炭素蓄積の量	-0.33t-C	
過年度に報告された森林のうち譲渡された森林	対象面積	0ha	
	増加した炭素蓄積の量	0t-C	
使用した木材	建築物その他の工作物及び家具その他の物品の種別	木造オフ	

木材			イス	
		対象木材使用量	建築物その他の工作物（構造材）	3 m ³
			0kg	
		対象木材使用量	建築物その他の工作物（非構造材）	0 m ³
			0kg	
		対象木材使用量	家具その他の物品	0 m ³
			0kg	
		代表的な樹種		スギ
	合法性を確認できる伝達情報等の主な件名		納品書	
	増加した炭素蓄積の量		0.50t-C	
	廃棄又は滅失した木材	建築物その他の工作物及び家具その他の物品の種別		鉄骨造オフィス
		対象木材使用量	建築物その他の工作物	0 m ³
			0kg	
		対象木材使用量	家具その他の物品	0 m ³
			0kg	
	減少した炭素蓄積の量		-0.19t-C	
	被害を受けたとして廃棄又は滅失した木材から除外すると判断した木材	被害を受けたとして廃棄又は滅失した木材から除外すると判断した対象木材使用量		0 m ³
				0kg
	被害を受けたとして廃棄又は滅失した木材から除外すると判断した木材	被害を受けたとして廃棄又は滅失した木材から除外すると判断した木材がある場合、その被害の内容		-
	過年度に報告した木材のうち譲渡した木材	建築物その他の工作物及び家具その他の物品の種別		-
		減少した炭素蓄積の量		0t-C
	過年度に報告された木材のうち譲渡された木材	建築物その他の工作物及び家具その他の物品の種別		-
		増加した炭素蓄積の量		0t-C
過年度に報告した木材のうち使用中の木材	建築物その他の工作物	件数	0件	
		炭素蓄積の量	0t-C	
	家具その他の物品	件数	0件	
		炭素蓄積の量	0t-C	

4. 調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの吸収量等に関する情報

本制度では、様式第2(温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報)により、温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量並びに吸収量等に関する情報について、任意で報告することができます。

2027年度の報告(2026年度実績)から、「他者の温室効果ガス吸収等(販売した木材の炭素蓄積を含む。)に貢献する取組及び当該取組に係る吸収量等に関する情報」の記載欄を設け、当該情報を任意で報告することが可能となります。

5. 温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量並びに吸収量等に関する情報

(4) 温室効果ガス吸収等の取組及び吸収量等に関する情報

① 自らの温室効果ガス吸収等(所有する木材の炭素蓄積を含む。)の取組及び吸収量等に関する情報

例) 弊社所有森林及び所有する木材製品中の炭素蓄積量の〇〇年度の増加分は、CO ₂ 換算で△△t-CO ₂ である。算定方法は～である。

詳細 URL

--

② 他者の温室効果ガス吸収等(販売した木材の炭素蓄積を含む。)に貢献する取組及び当該取組に係る吸収量等に関する情報

例) 弊社が〇〇年度に販売した木材製品に含まれる炭素蓄積量は、CO ₂ 換算で△△t-CO ₂ に相当する。算定方法は～である。

詳細 URL

--

<記入要領>

① 『自らの温室効果ガス吸収等(所有する木材の炭素蓄積を含む。)の取組及び吸収量等に関する情報』

この欄には、自らの森林経営等による温室効果ガス吸収の取組、吸収量及び炭素蓄積の取

組並びにその炭素蓄積量について記載することができます。炭素蓄積量等の記載に当たっては、その算定方法についても記載してください。また、省令及び告示で定める算定方法と異なる算定方法を用いて算定した場合、その詳細についても記載することができます。

②『他者の温室効果ガス吸収等（販売した木材の炭素蓄積を含む。）に貢献する取組及び当該取組に係る吸収量等に関する情報』（新設）

この欄には、他者の森林経営の受託又は木材製品を販売している場合等における温室効果ガス吸収に貢献する取組及びその吸収量並びに炭素蓄積の取組及びその炭素蓄積量について記載することができます。炭素蓄積量等の記載に当たっては、その算定方法についても記載してください。また、省令及び告示で定める算定方法と異なる算定方法を用いて算定した場合、その詳細についても記載することができます。